

基本目標2 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着

基本施策1 がんの予防と早期発見



がんは、日本人の約2人に1人が生涯のうちに罹患するとされ、葛飾区においては、死亡原因の第1位であり、死亡率（年齢調整死亡率*）は国より高くなっています。

がんによる早すぎる死を防ぐためには、がんになることを予防することと、がんにかかっても早期発見・治療することが重要です。

がんの予防には、喫煙、食事や運動などの生活習慣、ウイルスや細菌の感染が関わるため、これらの改善や正しい知識について、積極的に情報提供を行うことが重要です。

また、がんによる死亡の減少を目指し、生涯にわたって生活の質を向上させるために、科学的根拠に基づくがん検診をより区民が利用しやすい方法で実施することなどにより、受診率の向上を図ります。同時に、検診の結果、必要となった精密検査の受診につなげるなど、がんの早期発見・治療に向けた質の高い検診の実施を進めていきます。さらに、がん患者の支援といった対策にも取り組んでいきます。

施策目標

科学的根拠に基づくがん検診を実施します。

がん検診の精度管理向上に取り組めます。

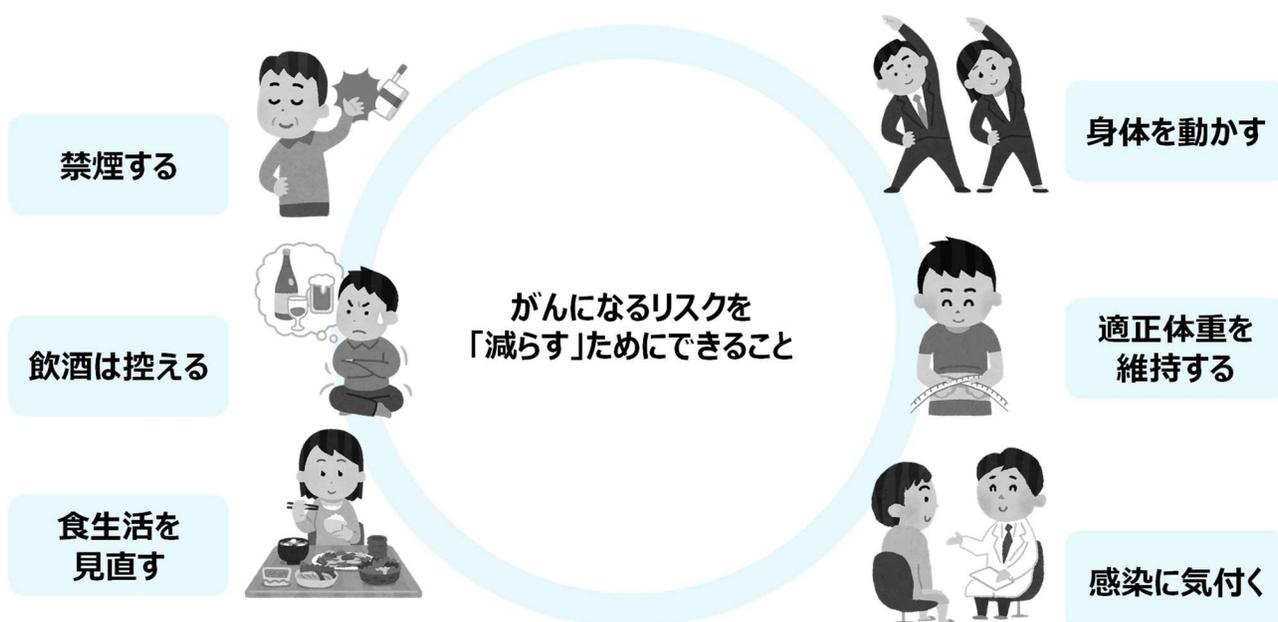
がんの予防に関する正しい知識を普及し、必要な情報を提供します。



指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
胃がん検診受診率	受診者数／対象者数 ×100	12.0%	14.7%	上げる
肺がん検診受診率	受診者数／対象者数 ×100	39.4%	43.6%	上げる
大腸がん検診受診率	受診者数／対象者数 ×100	20.6%	25.8%	上げる
子宮頸がん検診受診率	受診者数／対象者数 ×100	22.9%	31.2%	上げる
乳がん検診受診率	受診者数／対象者数 ×100	17.6%	27.1%	上げる
胃がん検診（内視鏡検査） 精検受診率	精検受診者／要精検者 数×100	100.0%	100.0%	現状維持
肺がん検診精検受診率	精検受診者／要精検者 数×100	79.7%	90.0%	上げる
大腸がん検診精検受診率	精検受診者／要精検者 数×100	64.4%	90.0%	上げる
子宮頸がん検診精検受診 率	精検受診者／要精検者 数×100	72.1%	90.0%	上げる
乳がん検診精検受診率	精検受診者／要精検者 数×100	93.5%	95.0%	上げる

※ 葛飾区で実施しているがん検診の受診率、精密検査の受診率を表したものです。



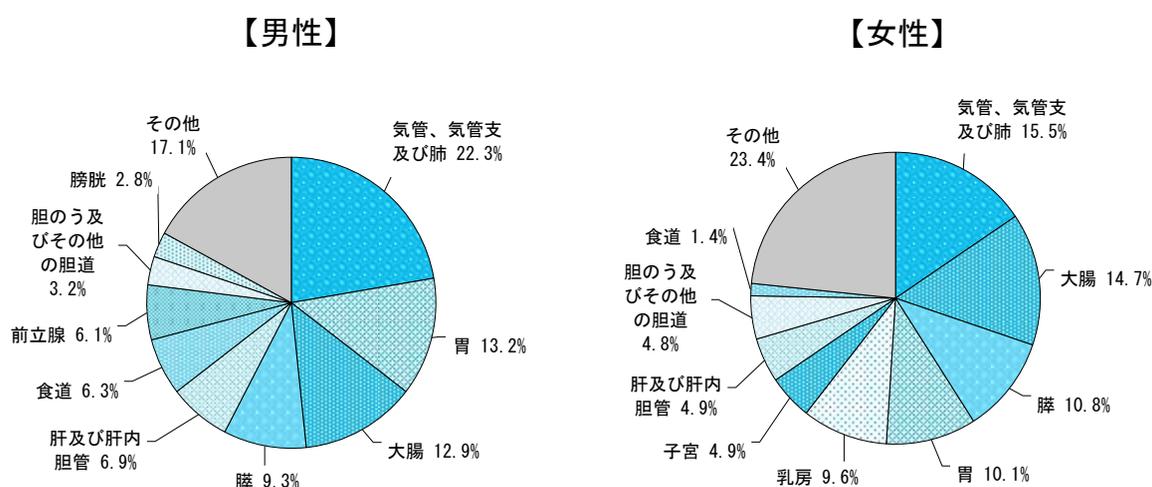
1 現状と課題

(1) がんによる死亡の状況

令和5（2023）年の死因の中で悪性新生物（がん）は最も多い死因で、その割合は25.9%にのぼります（17ページ参照）。

部位別死亡者の割合は、男女ともに「気管、気管支及び肺」が最も高く、男性で22.3%、女性で15.5%となっています。次いで、男性では「胃」が13.2%、「大腸」が12.9%、女性では「大腸」が14.7%、「膵」が10.8%となっています。性別でがんになりやすい部位に違いがあります。

悪性新生物（がん）の部位別死亡者の割合（性別）

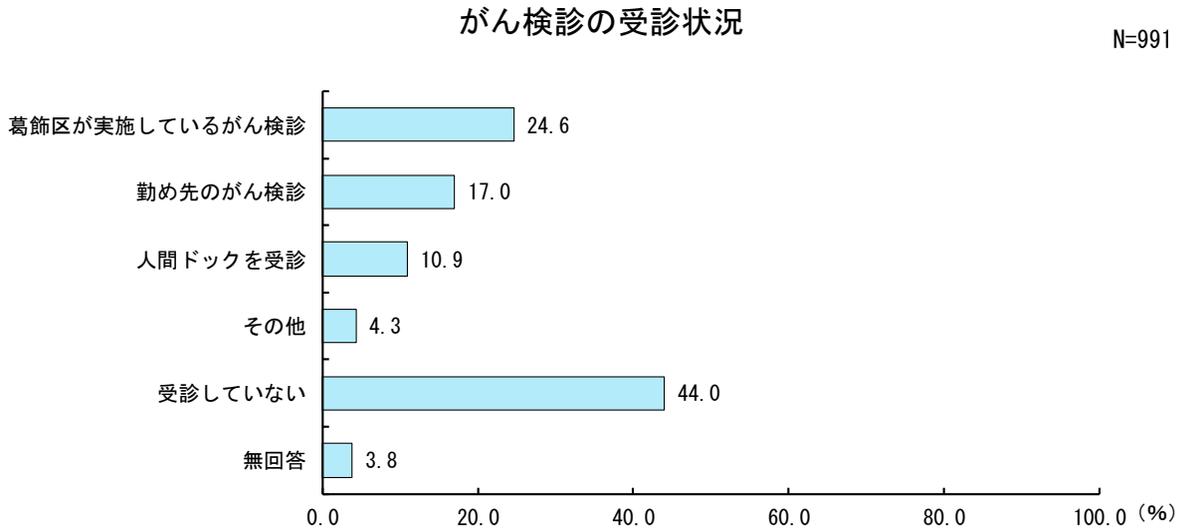


出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和5（2023）年）より算出

(2) がん検診の受診状況

令和5（2023）年調査によると、「葛飾区が実施しているがん検診」を受診した割合は24.6%でした。「受診していない」割合は44.0%と高くなっています。

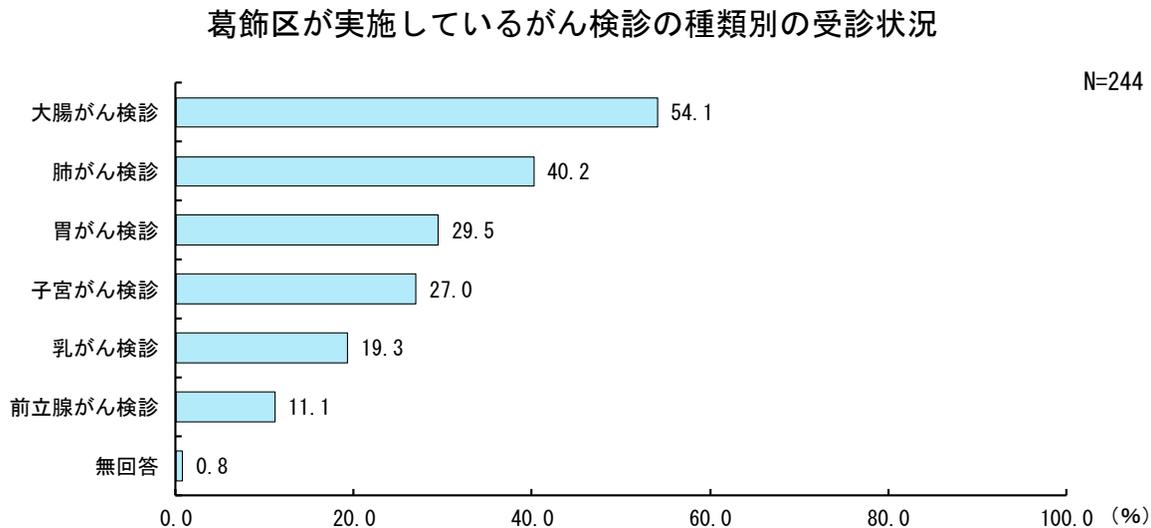
がん検診の必要性の周知など、がん検診の受診促進に対する取組が必要です。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(3) 葛飾区が実施しているがん検診の種類別の受診状況

「大腸がん検診」の割合が54.1%と最も高く、次いで「肺がん検診」の割合が40.2%、「胃がん検診」の割合が29.5%となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

2 区の取組



取組の方向性

- がんの予防、早期発見・早期治療に結びつけるために、がん検診の受診率向上に向けた取組や精度管理の向上を図ります。
- がんに関する正しい知識の普及啓発やがん患者の支援の充実を図ります。
- 働く世代の多い乳幼児健診の保護者に向け、特に受診率の低い乳がん、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた普及啓発を行います。

重点事業

科学的根拠に基づくがん検診の実施

(健康推進課)

- ・がんによる死亡を防ぐためには、がんを早期に発見することが必要不可欠であり、科学的根拠に基づくがん検診を実施します。また、がん検診の未受診者への勧奨方法やPR方法を工夫し、受診率の向上を図ります。

<がん検診の種類>

- ①胃がん検診 ②肺がん検診 ③大腸がん検診 ④子宮頸がん検診 ⑤乳がん検診

精度管理の向上

(健康推進課)

- ・精度管理委員会の運営や精密検査の勧奨と結果把握をすることで、がん検診の質の向上を図ります。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
精度管理委員会の運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営	継続実施

がんの予防と普及啓発

(健康推進課、保健センター、教育指導課)

- ・がん予防に関する普及啓発を行います。教育委員会と連携し、小学生に対するがん教育の支援を進めていきます。
- ・乳幼児健診、地域での健康教育・健康相談等で、がん予防に関する健康情報の発信を行います。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
がんの正しい知識の普及啓発	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施

がん患者の支援

(健康推進課)

- ・がん治療中の区民の就労や社会生活を応援するために、ウィッグや胸部補整具等の購入費用の一部を助成します。
- ・若年のがん患者が、住み慣れた自宅で安心して日常生活を送ることができるよう、在宅での療養に必要なサービス等の利用に要した費用の一部を助成することで、がん患者及びその家族の負担の軽減を図ります。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
ウィッグ等購入費助成	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施
若年がん患者在宅療養支援	検討	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
肝炎ウイルス検査	肝がんへの進行を防ぐため、特定健康診査などと同時に、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施します。	健康推進課
骨髄移植ドナー支援事業	骨髄・末梢血幹細胞提供者の経済的負担の軽減を図り、移植及びドナー登録の拡大を推進するため、提供者と提供者が勤務する事業所に助成金を交付します。	地域保健課
HPV ワクチン接種	146 ページ参照	保健予防課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- がん予防に関する正しい知識を持ちましょう。
- 定期的ながん検診を受診し、結果が要精密検査の場合は早期に医療機関を受診しましょう。
- 家庭でがんについて考え、予防行動や検診の重要性を理解しましょう。



関係機関・団体等の取組

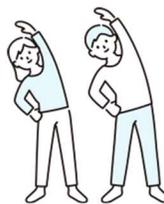
- がん検診の実施に協力します。
- がん検診の精度管理の向上を図ります。
- がんの予防対策、がん検診や定期的な受診の必要性について普及啓発を行います。
- 各職場においてがん検診を受けやすい体制づくりに努めます。

コラム がんになるリスクを「減らす」ためにできること

- 誰でも、生活習慣を改善することで、がん予防に取り組むことができます。
- 日本人を対象とする研究結果をもとに、国立がん研究センターをはじめとする研究グループでは以下のような「日本人のためのがん予防法」を示しています。



- たばこ**
—吸わない、他人の煙を避ける—
- 吸っている人は禁煙しましょう
 - 吸わない人もたばこの煙を避けましょう



- 身体活動**
—日常生活を活動的に—
- 歩行やそれと同等以上の強度の身体活動を1日60分行いましょう
 - 息がはずみ汗をかく程度の運動を1週間に60分程度行いましょう



- お酒**
—飲酒は控える—
- がん予防のためには、飲酒しないことがベスト
 - 飲まない人、飲めない人は無理に飲まないようにしましょう



- 体重**
—適切な範囲内に—
- 適正な BMI 値を把握し、範囲内になるように管理しましょう



- 食生活**
—偏らずバランスよくとる—
- 食塩は1日あたり男性 7.5g、女性 6.5g 未満におさえましょう
 - 特に、高塩分食品（塩辛など）は週に1回未満に控えましょう



- 感染**
—検査を受け、適切な治療を—
- 肝炎ウイルスやピロリ菌の感染の有無を知り、感染している場合は、治療等を受けましょう
 - 子宮頸がんワクチンの定期接種を受けましょう

出典：国立がん研究センター「科学的根拠に根ざしたがん予防ガイドライン「日本人のためのがん予防法（5+1）」

基本施策2 糖尿病・循環器病などの予防と重症化予防



糖尿病は、血液中の糖が増えすぎて全身に影響を与える病気です。初期には自覚症状があまりありませんが、治療せずに放置したり、治療を中断したりして血糖値が高い状態が持続すると、心筋梗塞や脳卒中のリスクが高まるほか、糖尿病性腎症による透析や糖尿病網膜症による失明など深刻な合併症につながるおそれがある病気です。

また、脳血管疾患及び虚血性心疾患などの循環器病は、がんに次いで区民の主要死亡原因となっています。循環器病は、肥満、喫煙、過度の飲酒、高血圧症、脂質異常症など生活習慣に関わるリスクが要因となっています。成人の5人に1人が罹患していると推計され、新たな国民病といわれる慢性腎臓病もその一つの要因となっています。

このことから、糖尿病・循環器病などを予防するため、正しい知識や予防意識が持てるように普及啓発を行うとともに、糖尿病や循環器病など重症化を予防するための対策を行います。

施策目標

特定健康診査の受診率の向上を図ります。

特定保健指導の実施により生活習慣の改善を目指します。

糖尿病・循環器病などの発症及び重症化を予防します。

コラム

糖尿病・循環器病を予防しよう！

- 糖尿病・循環器病などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行していきます。自分が健康かどうかを確認するため、**1年に1度は健康診査を受診して**、生活習慣病を予防しましょう。
- メタボリックシンドロームを放置すると、**糖尿病**やその合併症、**脳卒中**、**心疾患**などのリスクが高まります。
- メタボリックシンドロームに該当するか確認してみましょう。

腹囲が
男性：85cm以上
女性：90cm以上
ある

■ 脂質異常
■ 高血圧
■ 高血糖
のうち2項目以上に
該当する

**メタボリック
シンドローム**
(内臓脂肪症候群)



指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
国民健康保険加入者の 特定健康診査受診率	受診者数／対象者数× 100	46.8%	60.0%*	増やす
国民健康保険加入者の 特定保健指導実施率	指導終了者／対象者数 ×100	9.8%	60.0%*	増やす
国民健康保険加入者の うち、血糖コントロール が不良な区民の割合	特定健康診査の結果、 HbA1c*(NGSP値)が7.0% 以上の区民の割合	5.40%	5.02%	下げる
年齢調整死亡率 (脳血管疾患)	人口動態統計より算出	男性 94.7 女性 56.1	下げる	下げる
年齢調整死亡率 (心疾患)	人口動態統計より算出	男性 256.6 女性 135.1	下げる	下げる
国民健康保険加入者の うち、腎機能の低下が 疑われる区民の割合	特定健康診査の結果、 eGFR 値が 60 未満の区民 の割合	20.30%	18.24%	下げる

※出典：葛飾区「第4期 葛飾区特定健康診査等実施計画」（令和6（2024）年3月刊行）

なお、同計画は令和11（2029）年度までを計画期間としているため、令和11（2029）年度の最終目標値を記載

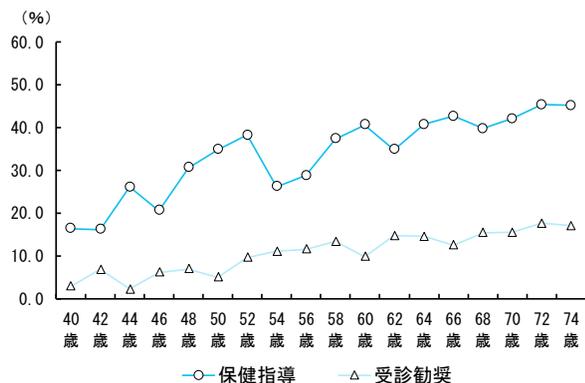
1 現状と課題

（1）特定健康診査 HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）の値*

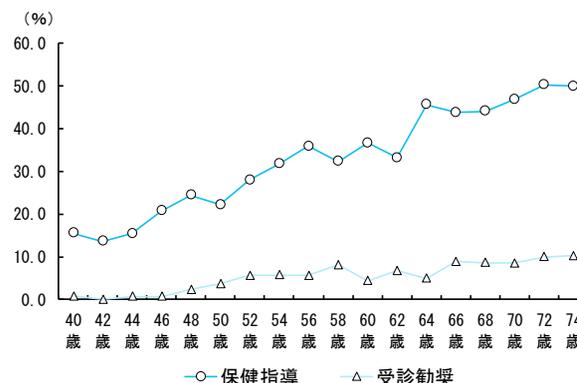
令和5（2023）年度の特定健康診査における HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）判定値をみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて、保健指導、受診勧奨の割合が高くなる傾向にあります。

特定健康診査 HbA1c 判定値の有所見率（性・年代別）

【男性】



【女性】



※HbA1c 値：異常なし（5.5%以下）、保健指導（5.6%以上 6.4%以下）、受診勧奨（6.5%以上）

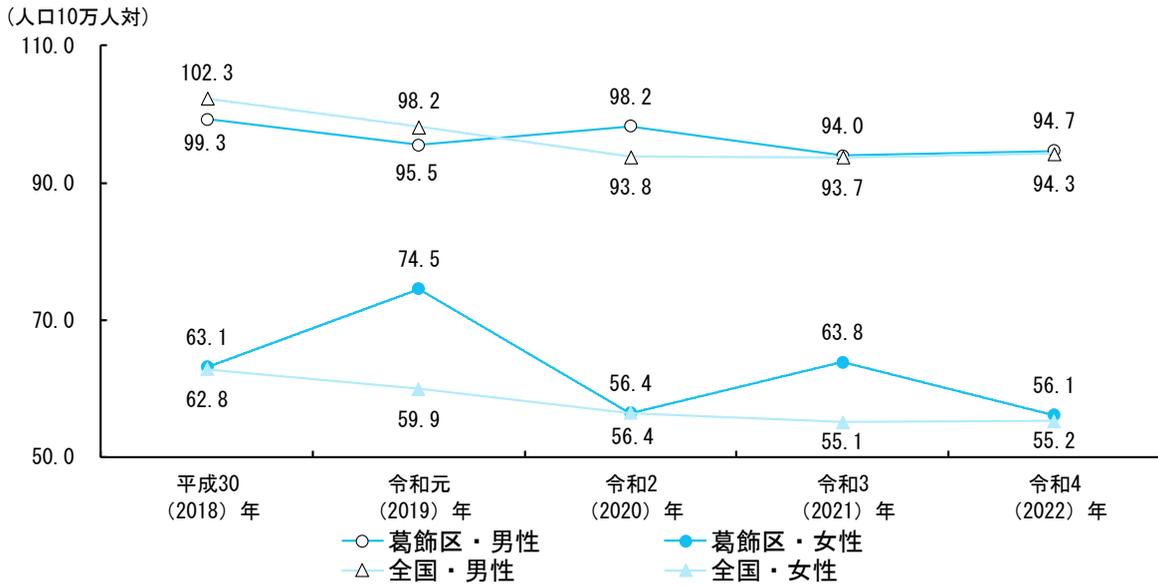
出典：葛飾区「庁内資料」（令和5（2023）年度）

(2) 脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率

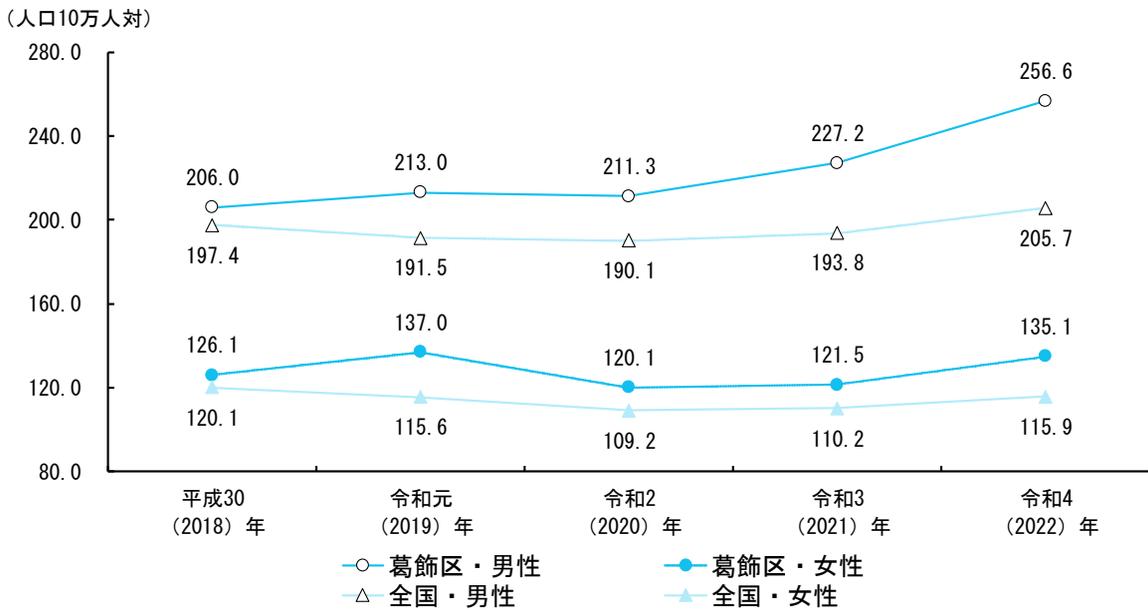
葛飾区における脳血管疾患の年齢調整死亡率は、令和4（2022）年では、男性は94.7、女性は56.1となっています。心疾患の年齢調整死亡率は、令和4（2022）年では、男性は256.6、女性は135.1となっています。

脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率（性別）

【脳血管疾患】



【心疾患】



出典：厚生労働省「人口動態統計」より算出

2 区の取組



取組の方向性

- 特定健康診査などの受診勧奨や特定保健指導の実施を促進するとともに、かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランを推進し、生活習慣病予防に関する講座を実施し、糖尿病・循環器病などの予防や重症化の予防に取り組みます。

重点事業

かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進（健康推進課）

- ・区内医療関係者の糖尿病・慢性腎臓病診療の標準化や連携体制の強化を図るため、糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議や予防推進医療者講習会を開催します。
- ・糖尿病や慢性腎臓病の予防から療養指導までに関する正しい知識を普及啓発するため、イベントの開催やリーフレットの配布を行います。
- ・糖尿病や慢性腎臓病の発症や重症化を予防するため、未受診者や治療中断者へ受診を促します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議	運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営	継続実施
予防推進医療者講習会	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	継続実施
予防啓発チラシ作成・配布	16,000部	16,000部	16,000部	16,000部	16,000部	16,000部	16,000部	継続実施
予防啓発イベントの開催	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	継続実施

生活習慣病予防教室

（健康推進課）

- ・生活習慣病を予防するために、区民向けの健康講座を実施します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
生活習慣病健康講座の参加者数	69人	80人	90人	90人	90人	90人	90人	継続実施
生活習慣病健康講座の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	継続実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
特定健康診査・特定保健指導事業	<p>糖尿病、高血圧値及び脂質異常症などの生活習慣病に着目した健康診査を行います。</p> <p>また、特定健診の結果から生活習慣病を発症するおそれのある方に対して、未然に予防することを目的に特定保健指導を実施します。医師などの専門家と面接を行い、行動目標・行動計画を作成後、それに基づいた行動をすることで生活習慣の改善を目指します。</p> <p>受診率・実施率向上のため、ナッジ理論*を活用した受診勧奨の実施や特定保健指導の利用機会の拡大を含め検討します。</p>	国保年金課
長寿（後期高齢者）医療健康診査事業	後期高齢者に対し、定期的な健康診査を行い、疾病の予防や早期に発見することで、健康の保持・増進を図ります。	国保年金課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 定期的に健康診査を受診しましょう。
- 自ら健康管理できるよう糖尿病や循環器病などに関わる健診結果の見方を知りましょう。
- 糖尿病や循環器病などを予防する生活習慣を知り、生活習慣を改善しましょう。
- 糖尿病や循環器病が疑われた場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 特定健康診査・特定保健指導やかつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランに協力します。
- 生活習慣の改善や疾病予防の大切さを周知します。
- 他の病気による受診から糖尿病・循環器病などが見つかることも多いため、早期発見・早期治療の観点で、受診者を支援・指導します。

基本施策3 適切な食生活による健康づくり【葛飾区食育推進計画】



適切な食生活は、生命を維持し、一生を通じて人々が健やかで心豊かに生きていくために欠かせないものであり、社会的、文化的な営みとして、人々の生活の質との関わりも深いものです。また、生活習慣病予防や健康増進のためには、栄養バランスが取れた、自分に合った量の食事は欠かせません。

食育は生涯にわたって心身を健康に保ち、豊かな人間性を育むことを目的としています。葛飾区では、食はいのちの源であるとの視点から、食育を通じて、区民一人一人が健康的かつ心豊かに生活し、子どもたちが健やかに成長することを目指し、「葛飾区食育推進計画」を策定します。

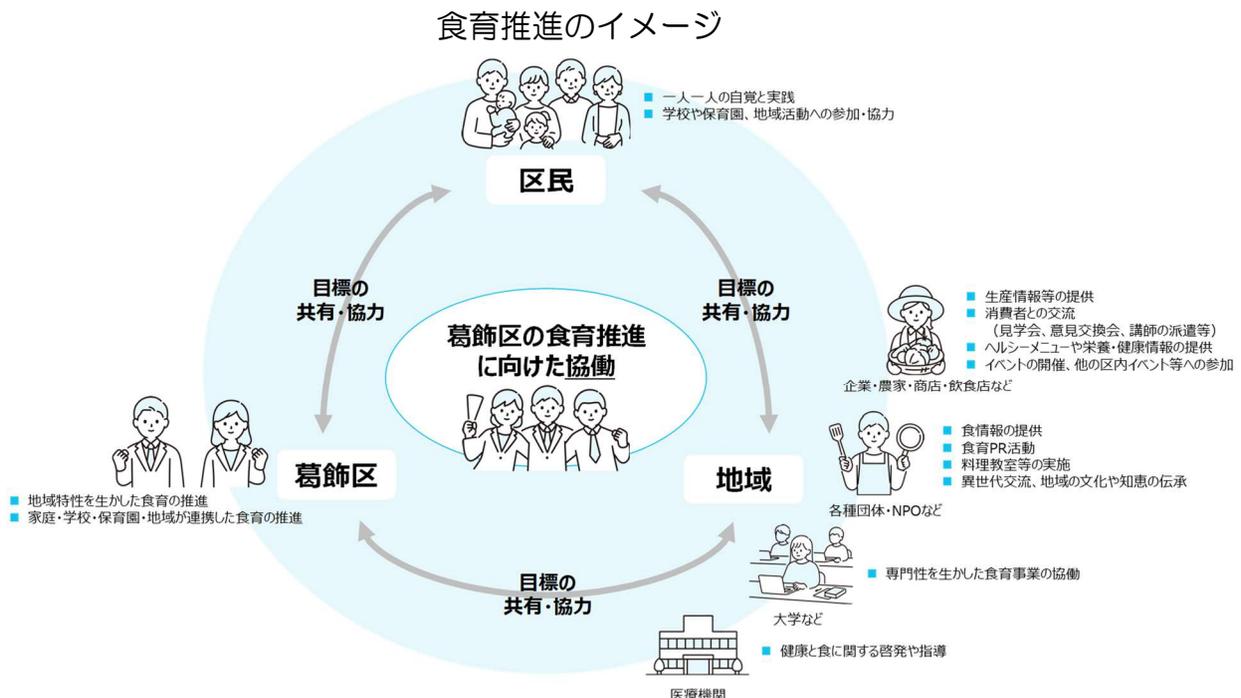
施策目標

栄養バランスが良く、自分に合った量を食べる区民の割合を増やします。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
適正体重の区民の割合	対象者数※／受診者数	53.9%	55.9%	増やす

※葛飾区健康づくり健康診査・葛飾区特定健康診査・葛飾区長寿医療健康診査の受診者で64歳以下はBMI18.5以上25未満、65歳以上はBMI20を超え25未満を対象者とする



1 現状と課題

1 自分に合った量を食べる区民の割合

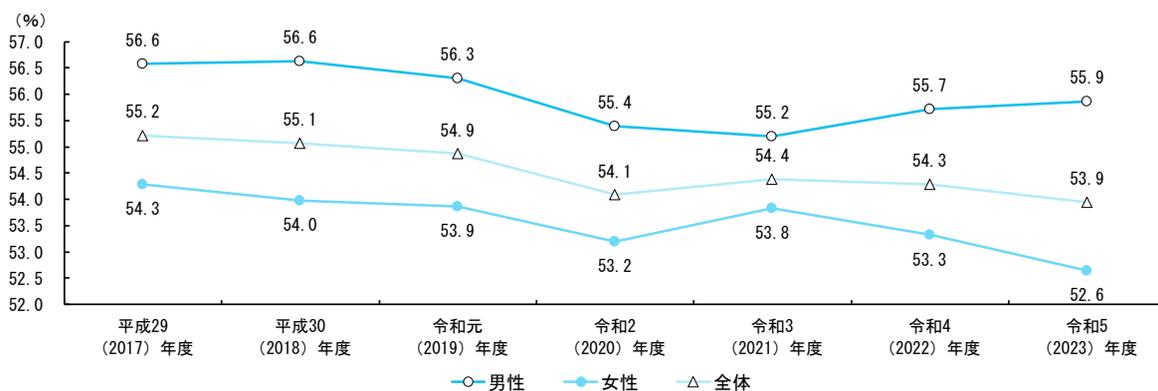
適切な量の食事を食べているかどうかは BMI（体格指数）で評価します。BMI18.5 以上 25 未満（65 歳以上は BMI20 を超え 25 未満）の適正体重を維持している場合に自分に合った量を食べていると考えます。

BMI（体格指数）（読み方「ビーエムアイ」）＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
Body Mass Index（ボディマスインデックス）の略。

（1）自分に合った量を食べる区民の割合（適正体重を維持している区民の割合）

自分に合った量を食べる区民の割合は令和5（2023）年で、男性で 55.9%、女性で 52.6%となっています。男女ともに平成 29（2017）年度から令和5（2023）年度にかけて減少傾向です。

自分に合った量を食べる区民の割合（適正体重を維持している区民の割合）



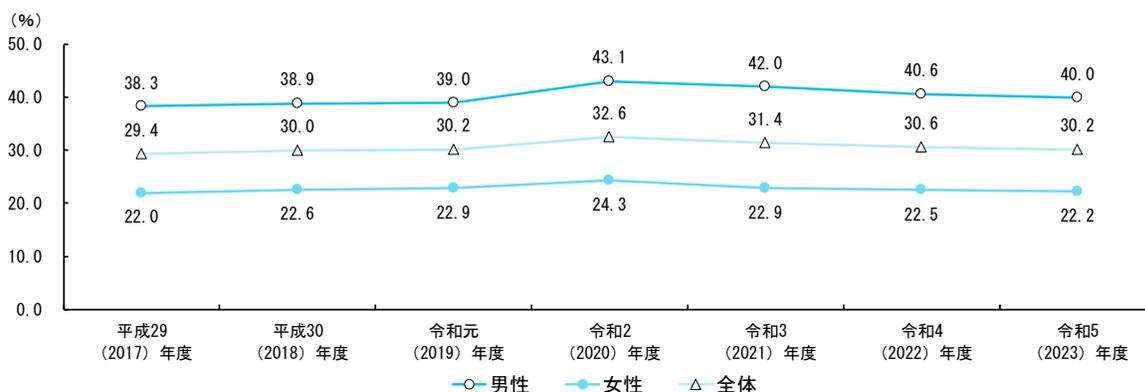
出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）
葛飾区「葛飾区長寿医療健康診査」（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）
葛飾区「葛飾区健康づくり健康診査」（令和 2（2020）年度～令和 5（2023）年度）
葛飾区「葛飾区 20 歳代・30 歳代健康診査」（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度）

(2) 20歳～64歳の肥満（BMI25以上）の割合

BMI25以上（肥満）の区民の割合は、平成29（2017）年度から令和5（2023）年度にかけて男性でやや増加傾向、女性で横ばいとなっています。

区民の約3人に1人が肥満であるため、適正なBMIとなるよう、普及啓発及び栄養指導を行っていく必要があります。

20歳～64歳の肥満（BMI25以上）の割合

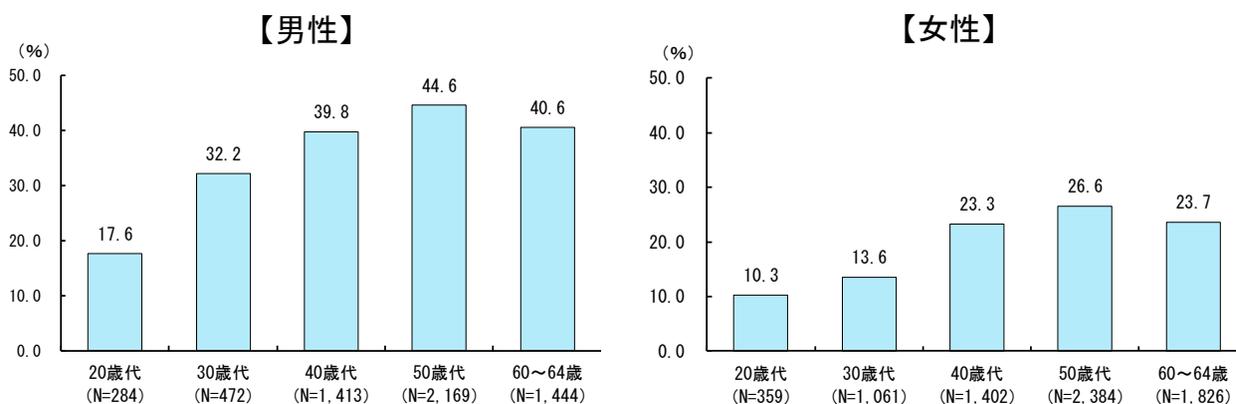


出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）
 葛飾区「葛飾区健康づくり健康診査」（令和2（2020）年度～令和5（2023）年度）
 葛飾区「葛飾区20歳代・30歳代健康診査」（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）

(3) 性・年代別の肥満（BMI25以上）の割合

性・年代別で肥満の割合をみると、男性の40～60歳代が特に高くなっています。また、男性、女性ともに50歳代が最も高い年代となっています。

性・年代別の肥満（BMI25以上）の割合



出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（令和5（2023）年度）
 葛飾区「葛飾区健康づくり健康診査」（令和5（2023）年度）

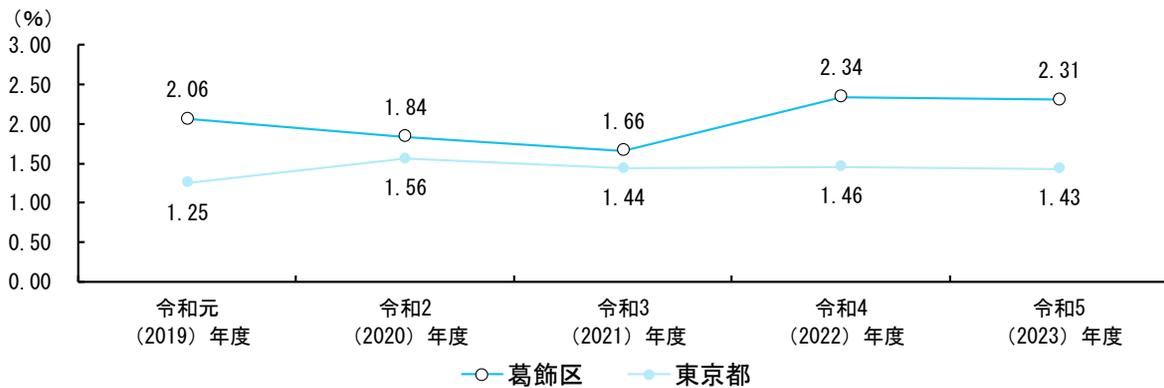
(4) 小中学生の肥満の割合

小学生、中学生ともに肥満傾向者の割合は、いずれの年度においても葛飾区が東京都を上回っています。

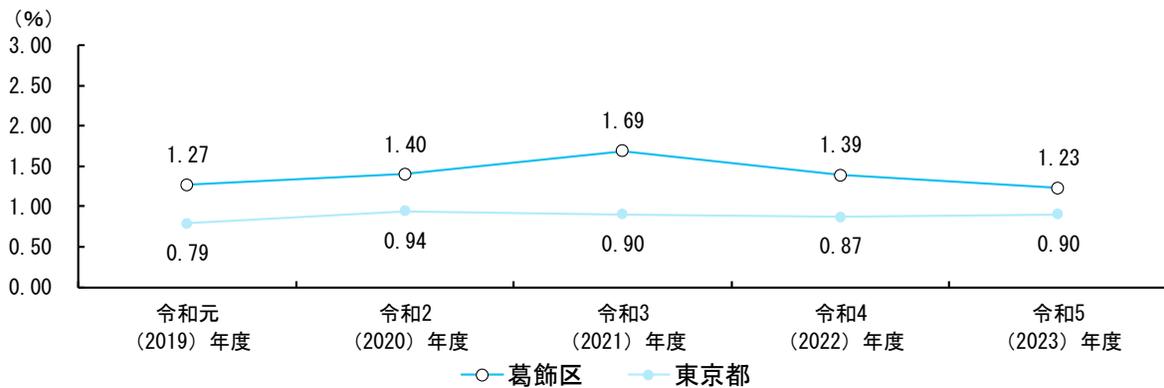
葛飾区では令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけて小学生は減少、中学生は増加の傾向にありましたが、令和4（2022）年度に小学生は増加に転じ、令和5（2023）年度は横ばいとなっています。中学生では令和4（2022）年度から減少に転じ、令和5（2023）年度では令和元（2019）年度よりも減少しています。

小中学生の肥満の割合

【小学生】



【中学生】

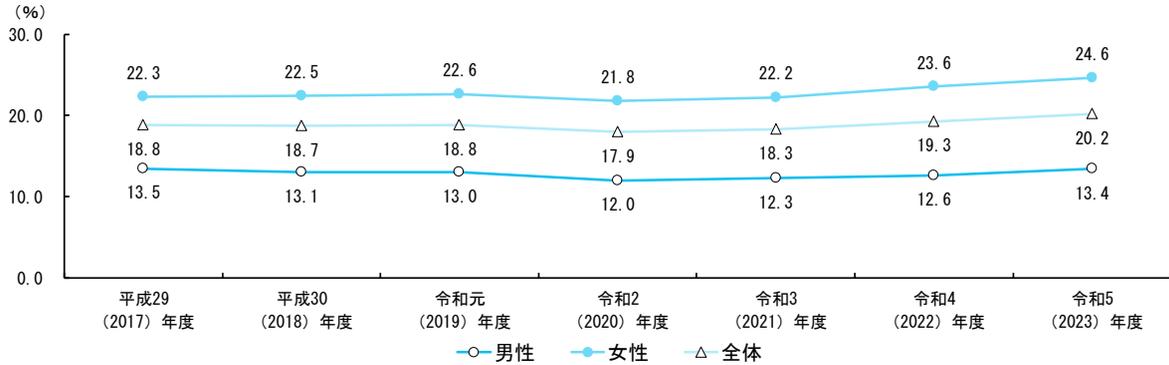


出典：葛飾区「定期健康診断結果」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）

(5) 65歳以上の低栄養傾向 (BMI20以下) の割合

65歳以上のBMI20以下の割合は、平成29(2017)年度から令和5(2023)年度にかけて男性でほぼ横ばい、女性で増加傾向となっています。

65歳以上の低栄養 (BMI20以下) の割合



出典：葛飾区「葛飾区長寿医療健康診査」(平成29(2017)年度～令和5(2023)年度)
葛飾区「葛飾区特定健康診査」(平成29(2017)年度～令和5(2023)年度)

食生活で、未来の自分に健康投資を！

食欲が減った・疲れやすくなった
体重が減ってきた



やせてきたら要注意！
要介護状態になるリスクが高まります。

65歳以上の高齢者は、BMIが20以下だと低栄養傾向です。
BMIは20を超え25未満を目指しましょう。
(健康日本21(第三次)より)

未来の健康な自分を
手に入れるために

1日3回、主食・主菜・副菜を
揃え、適量・適塩を心がけて
食べましょう。



野菜料理 (1皿あたり野菜約70g) は
1日5皿を目安に3度の食事に分
けて食べましょう。

偏った食事を続けていると



将来、生活習慣病 (高血圧、脂質異常症、
糖尿病など) のリスクが高まります。

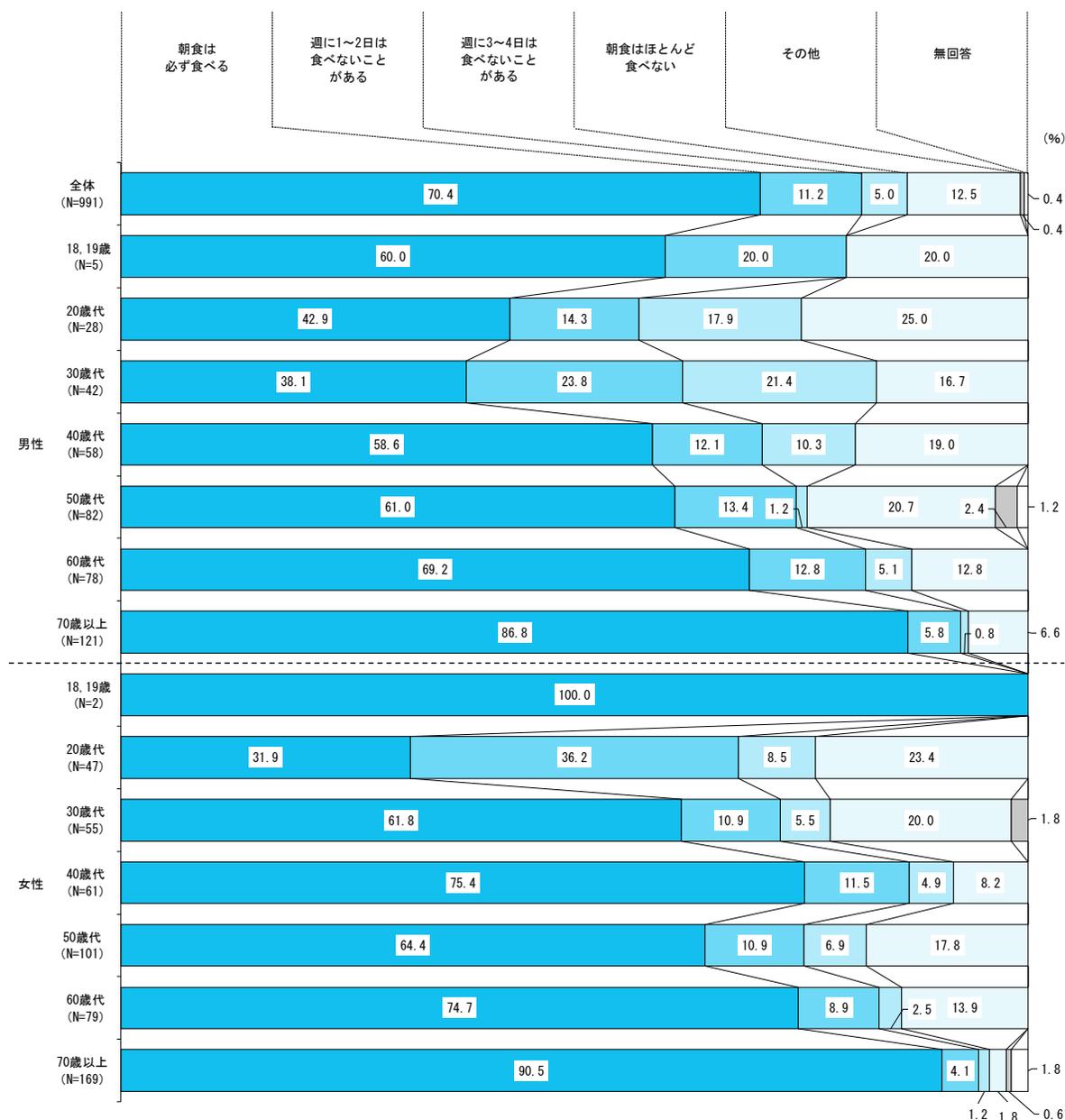
20歳以上の男性の肥満者 (BMI \geq 25kg/m²) は、約3割います。
(令和5(2023)年葛飾区保健医療実態調査結果より)

2 朝食の摂取状況

(1) 朝食の摂取状況（成人）

「朝食は必ず食べる」割合が70.4%と最も高くなっています。性・年代別でみると男性20歳代～30歳代、女性20歳代において、「朝食は必ず食べる」割合が50%未満となっています。

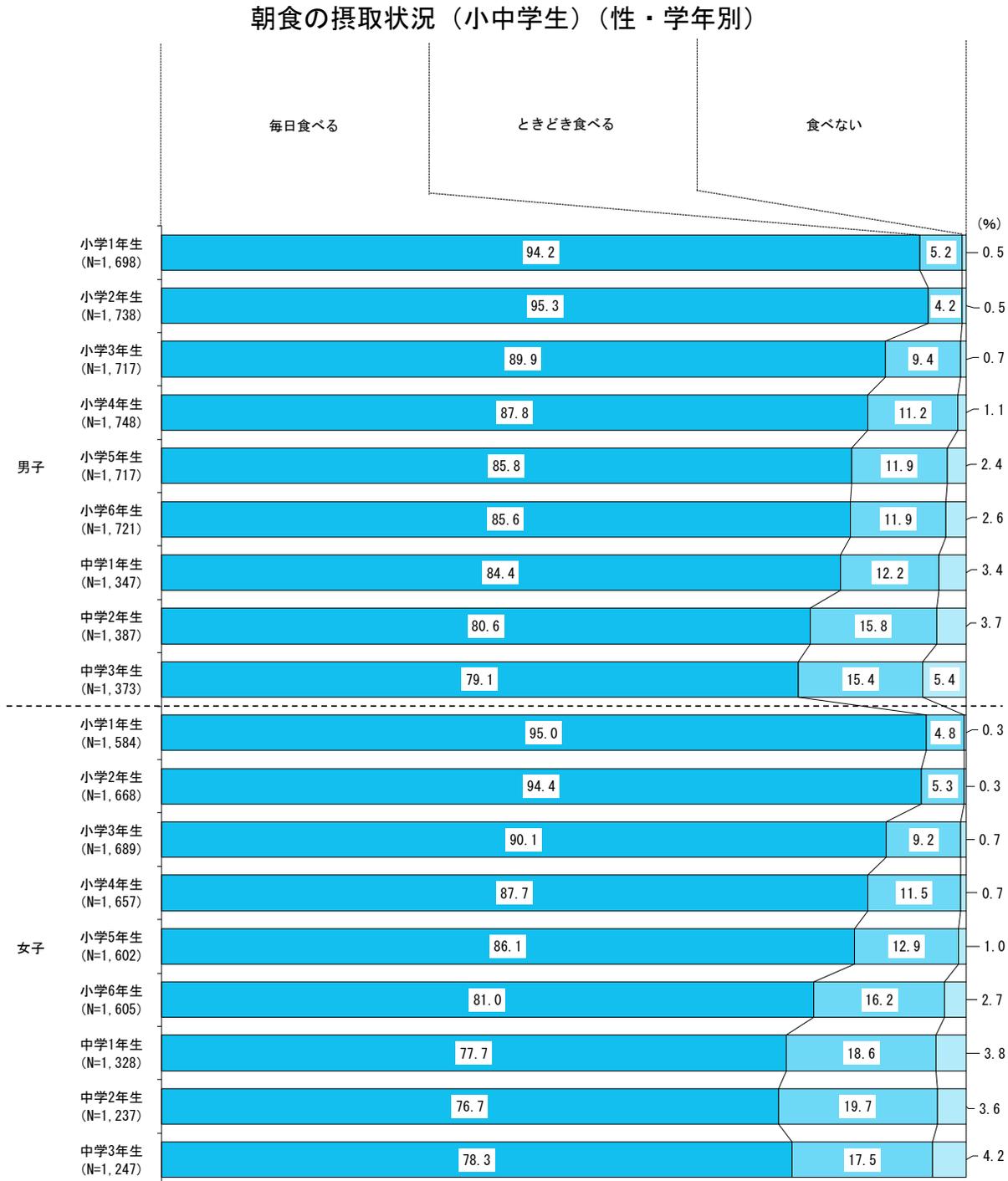
朝食の摂取状況（成人）（全体・性・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(2) 朝食の摂取状況（小中学生）

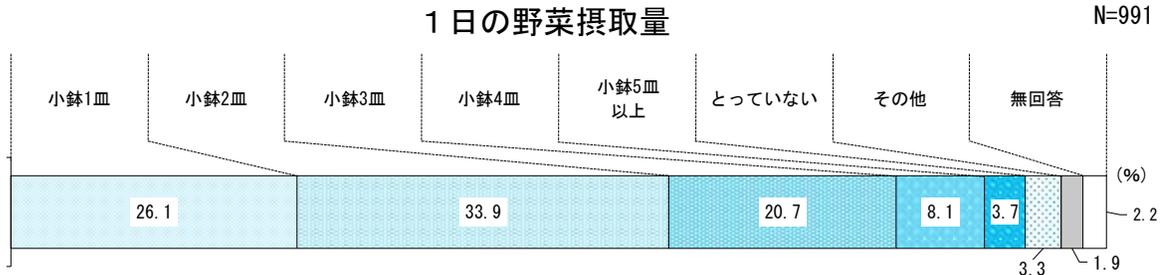
朝食を「毎日食べる」割合は、男子では小学2年生、女子では小学1年生が最も高くなっています。学年が上がるごとに「食べない」割合が増加する傾向にあります。



出典：東京都教育委員会「東京都児童・生徒体力・運動能力・生活・運動習慣等調査結果」（令和5（2023）年度）

3 1日の野菜摂取量

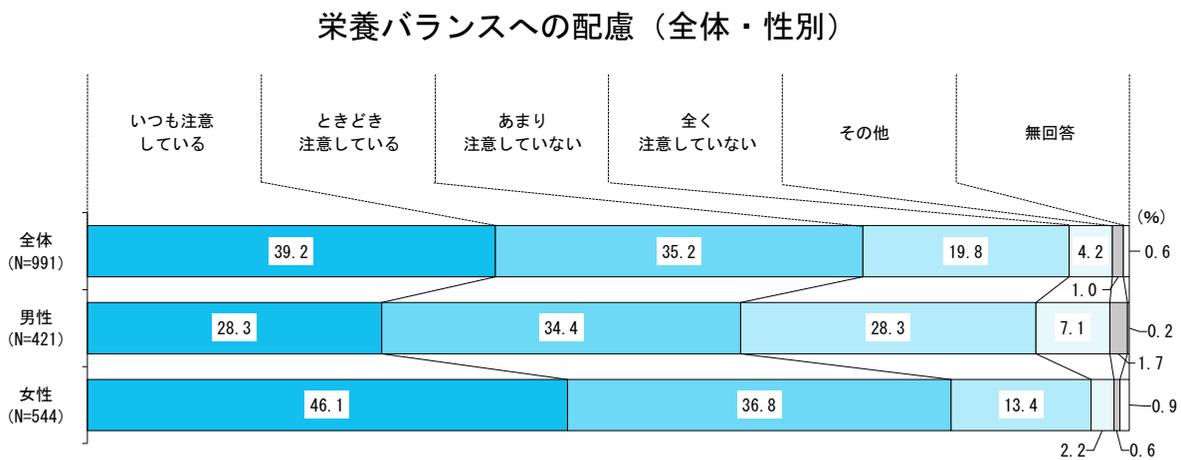
1日の野菜摂取量の目標は350g以上です。令和5（2023）年調査によると、これを達成している「小鉢5皿」以上を摂取している割合は3.7%にとどまっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

4 栄養バランスの配慮

令和5（2023）年調査によると、「いつも注意している」と「ときどき注意している」を合わせた、栄養バランスに『注意している』割合は、全体で74.4%でした。男性は62.7%で女性の82.9%に比べ栄養バランスに注意する人が少ない傾向があります。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



2 区の取組



取組の方向性

- 区民一人一人が「食べることは心身ともに健康で豊かに生きるための基本であることを心に刻み、食と健康に関する正しい知識を取得して、より良い生活スタイルを確立し生きる力を育む」ことを目指します。
- 年齢に応じたより良い生活習慣、生活習慣病の予防・改善・重症化予防のための食生活に関する普及・啓発と情報発信を行います。
- 自然環境、食文化、食の安全の視点に立った食育を推進します。
- 地域の多様な主体とつながりながら、地域性や専門性を生かした食環境づくりを推進します。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
食育月間*等普及啓発	適切な食生活による健康づくりや食育のために必要な情報を発信していきます。	健康推進課
親と子の食育推進事業	保育園等と連携して保護者と園児を対象とした取組を実施し、園及び家庭における食育を推進します。	健康推進課 保健センター 保育課
かつしかの元気食堂推進事業	栄養バランスが良い、野菜が多い、自分に合った量を選べるなどの健康に配慮したサービスを提供する飲食店を認定し、PRします。	健康推進課
栄養指導事業	食生活の改善について栄養講習会や個別相談を実施します。また、給食施設に対し講習会や、栄養士を対象とした連絡会を実施します。さらに、国民健康・栄養調査等を実施し、区民の食習慣と課題の把握をします。	健康推進課 保健センター



△かつしかの元気食堂推進事業の様子

食育関連事業					
区の実施	乳幼児期	学齢期 青年期	成人期	高齢期	食環境
栄養・食生活について学ぶ・体験する 健康的な食生活、離乳食について、料理教室など、食や栄養について幅広く学ぶ機会や体験する機会を提供します。	▶				
栄養・食生活に関する相談	▶				
栄養・食生活に関する情報発信	▶				★
給食施設で働く管理栄養士・栄養士支援 給食施設への指導	▶				★
親と子の食育推進事業 保育園等を対象とした食育指導媒体の貸出、保護者及び園児、指導者向けの情報提供を行います。	▶		▶		
かつしかの元気食堂推進事業 健康に配慮したサービスや食事を提供する飲食店等を認定し、PRします。	▶				★
健康診査、検診、保健指導 生活習慣病予防・重症化予防のための情報提供や栄養指導をします。	▶		▶		
区立保育園給食における給食、食育の取組	▶				
区立小中学校における給食、食育の取組		▶			
高齢者配食サービス、高齢者食事サービス活動支援				▶	★
食品ロス削減に関する取組	▶				★
地産地消・農業体験に関する取組	▶				★
食文化に関する取組	▶				
食の安全・衛生に関する取組	▶				★

食育関連事業
具体的な事業及び取組
育児学級、栄養講習会、健康大学、出張栄養講座、出張健康講座、母親学級(ハローベビー教室)、子育て講座、子ども未来プラザ及び保育園併設施設基幹型児童館における給食展示、給食体験事業、離乳食試食会、子育てひろば事業(乳幼児栄養指導)、子ども食育クッキング、「早寝・早起き、朝ごはん」推進事業、かつしか区民大学東京聖栄大学連携講座、地域教育機関連携公開講座、消費者力向上講座
育児相談、のびのび相談(栄養相談)、食生活相談
区公式サイト・SNS・区報・イベント・リーフレットによる啓発や健康情報の提供、学校給食展、「聖栄葛飾祭」における食育啓発事業、「早寝・早起き、朝ごはん」推進事業
医療福祉関係栄養士連絡会、保育園・幼稚園等栄養士連絡会、事業所等の給食施設への指導
親と子の食育推進事業
かつしかの元気食堂推進事業
乳幼児健康診査、健康づくり健康診査、特定健康診査、長寿医療健康診査、骨粗しょう症予防検診、各種がん検診、特定保健指導、高齢者に対する栄養指導
保育園給食を通じた食育の推進、アレルギーを持つ園児への対応、保育園の給食体験(ふれあい体験保育)
区立小中学校における栄養教諭を中核とした食育、アレルギーを持つ児童・生徒への対応
高齢者配食サービス、高齢者食事サービス活動支援
かつしか食べきり協力店事業、食べきり・使いきりメニューコンテスト、食べきり・使いきりの啓発、使いきりクッキング講座、フードドライブ事業、廃食用油再生利用促進事業
葛飾元気野菜取扱店・使用店PR事業、野菜品評会、ふれあいレクリエーション農園事業、野菜収穫オリエンテーリング、農業体験農園支援事業、農業応援サポーター養成事業、小さな水田・家庭植栽普及啓発事業、田んぼジュニア、農村の文化を学ぶ
年中行事教室、江戸川野遊び道場(江戸川の川漁を学ぶ会)、米づくり体験教室、葛飾区の食文化を学ぶ
リスクコミュニケーション、食のかわら版、食品衛生についての出張講習会、食品中の添加物についての検査

3 区民や関係機関・団体等の取組



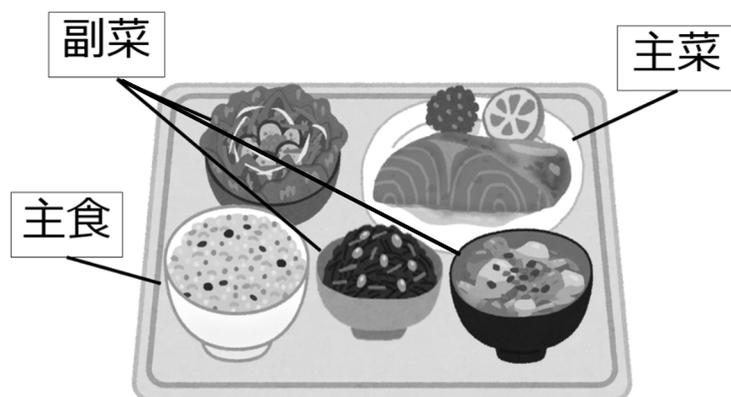
区民一人一人の取組

- 体重を定期的に測る習慣をつけましょう。
- 1日2回以上、主食、主菜、副菜をそろえて食べましょう。
- 生活リズムをととのえて朝食を食べましょう。
- ゆっくりよく噛んで食べましょう。
- 栄養成分表示を活用しましょう。
- 嗜好品（菓子類やアルコール）の摂取量は1日 200kcal 以内にしましょう。
- 減塩しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 栄養バランスの良いメニューや健康的な食のサービスの提供、栄養成分表示をしましょう。
- 食生活に関する情報を提供しましょう。
- 専門性を生かした協働をしましょう。

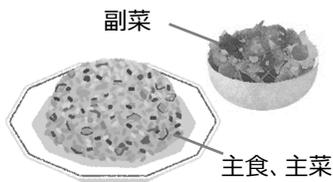


△栄養バランスの良いメニューの例

健康的な食事のために、工夫して食べよう

- レトルト食品・冷凍食品・即席麺などを食べることはありませんか。これらの食品は温めたりするだけで簡単に食べることができます。また、購入や保存の便利さが長所です。
- しかし、よく噛まずに食べられ、味が濃いものが多いため、工夫して食べる必要があります。
- 例えば、野菜、肉・魚・卵などを追加したり、たれやスープを少なくしたりしましょう。

例えばこんな食べ方がおすすめ！



冷凍チャーハンに野菜サラダを組み合わせる



即席袋ラーメンに野菜やゆで卵を加える

主食・主菜・副菜とは

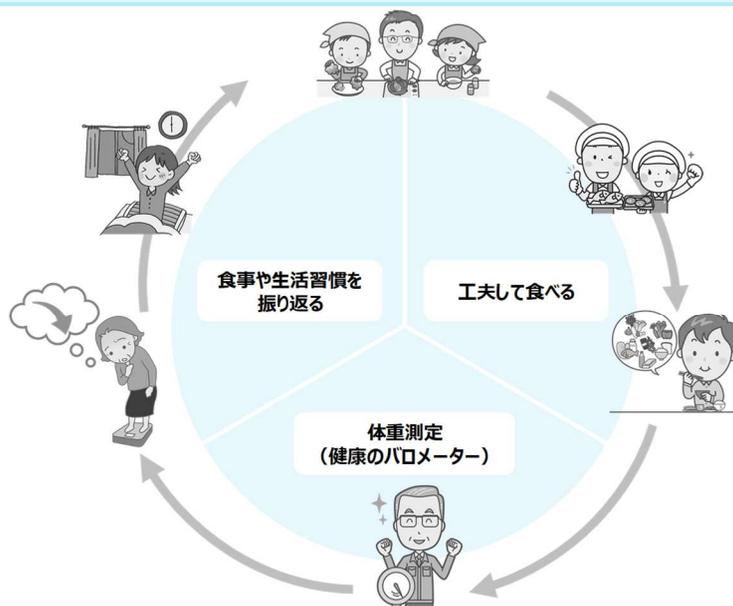
主食：ごはん、パン、麺 主菜：肉、魚、卵、大豆料理 副菜：野菜、きのこ、海藻料理

定期的に体重をはかって増減を確認しよう！

- 便利で美味しいものを無意識に食べていると肥満や低栄養などにつながります。
- 定期的に体重をはかり、自分に合った量を食べられているか、運動不足が続いていないかセルフチェックしましょう。



健康な自分を手に入れるために



基本施策 4 生活習慣の改善



健やかで心豊かな生活を実現するためには、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、生活機能の維持・向上等により、不健康な期間を短縮し、健康寿命の延伸を図ることが重要です。

健康寿命の延伸に向け、誰もが運動に取り組むことができる環境の整備や、飲酒に関する正しい知識の普及啓発等を行い、生活習慣の改善による疾病の予防を進めていきます。

施策目標

日頃から、運動やスポーツをしている区民の割合を増やします。

睡眠、休養及び飲酒に関する知識の普及啓発を行います。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
日頃から、運動 [※] やスポーツをしている区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	64.6%	73.0%	増やす

※運動：ラジオ体操や散歩、自転車なども含む。



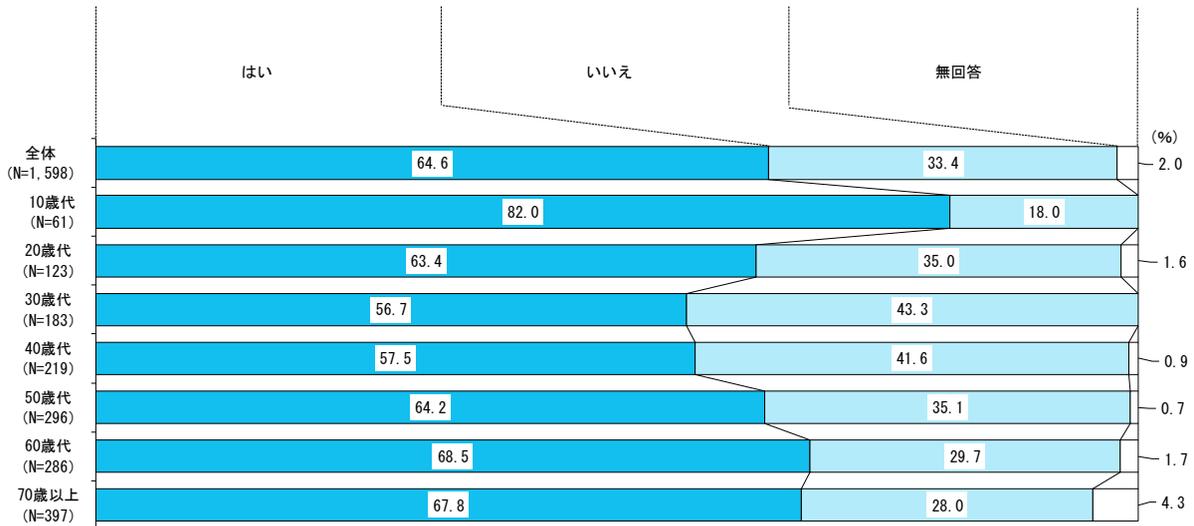
1 現状と課題

(1) 運動やスポーツをしている区民の割合

令和6（2024）年調査によると、「運動やスポーツをしている」（「はい」の回答率）は64.6%となっています。年代別でみると30歳代、40歳代を除く世代で6割を超えています。

全ての世代でスポーツに取り組める環境を整備していく必要があります。

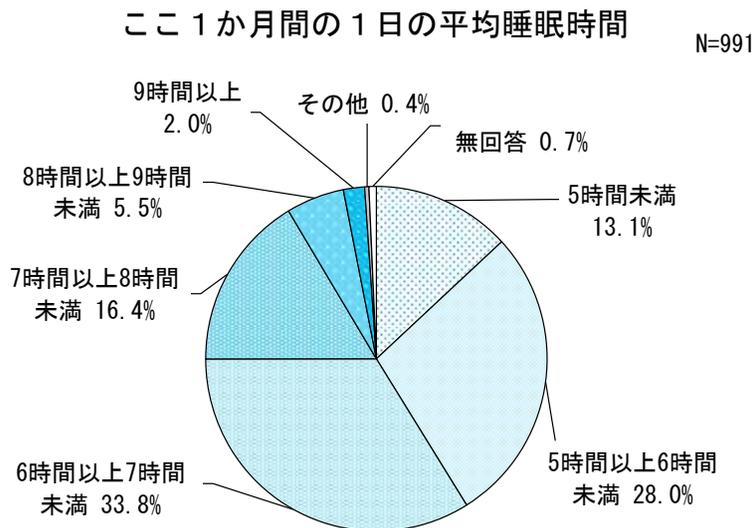
日頃から、運動やスポーツをしている区民の割合（全体・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

(2) ここ1か月間の1日の平均睡眠時間

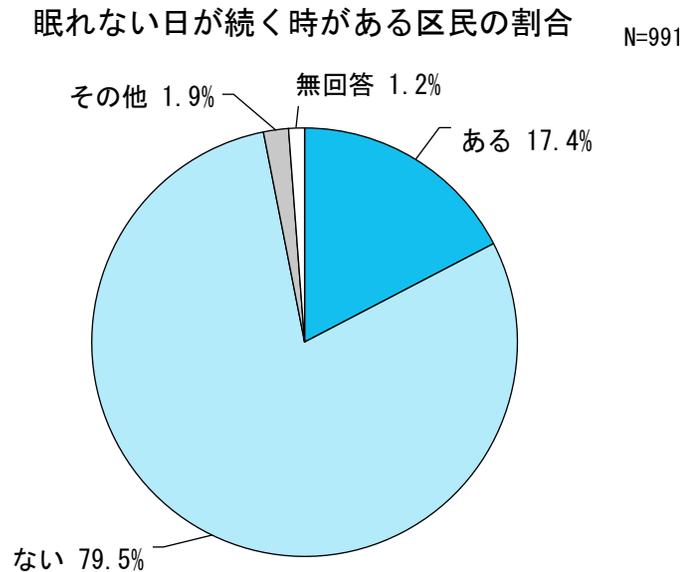
令和5（2023）年調査によると、1日の睡眠時間が6時間未満の割合が41.1%であり、睡眠時間が十分に確保できていない区民の割合が高くなっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(3) 眠れない日が続く時がある区民の割合

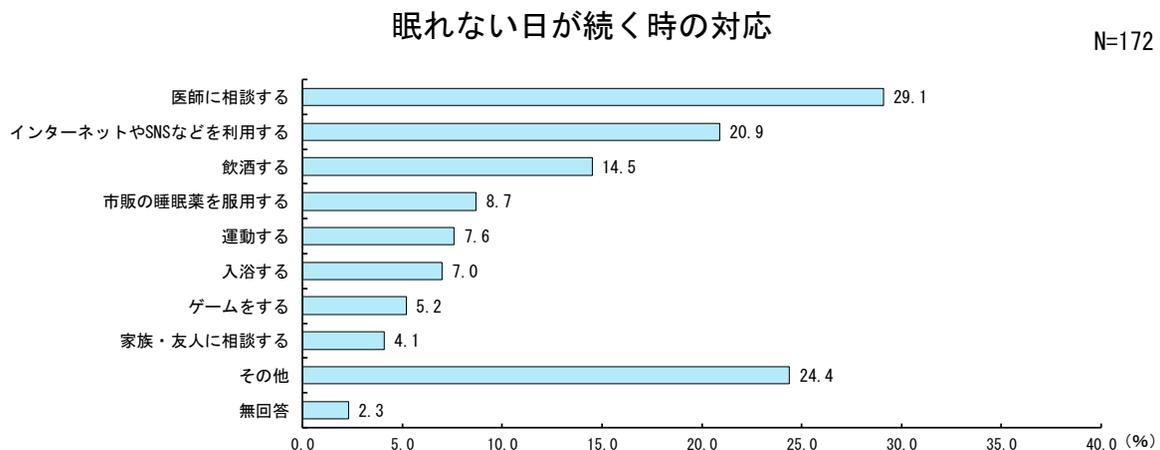
令和5（2023）年調査によると、「ある」の割合が17.4%、「ない」の割合が79.5%となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(4) 眠れない日が続く時の対応

令和5（2023）年調査によると、「医師に相談する」が29.1%と最も高く、次いで「インターネットやSNSなどを利用する」が20.9%、「飲酒する」のが14.5%となっています。

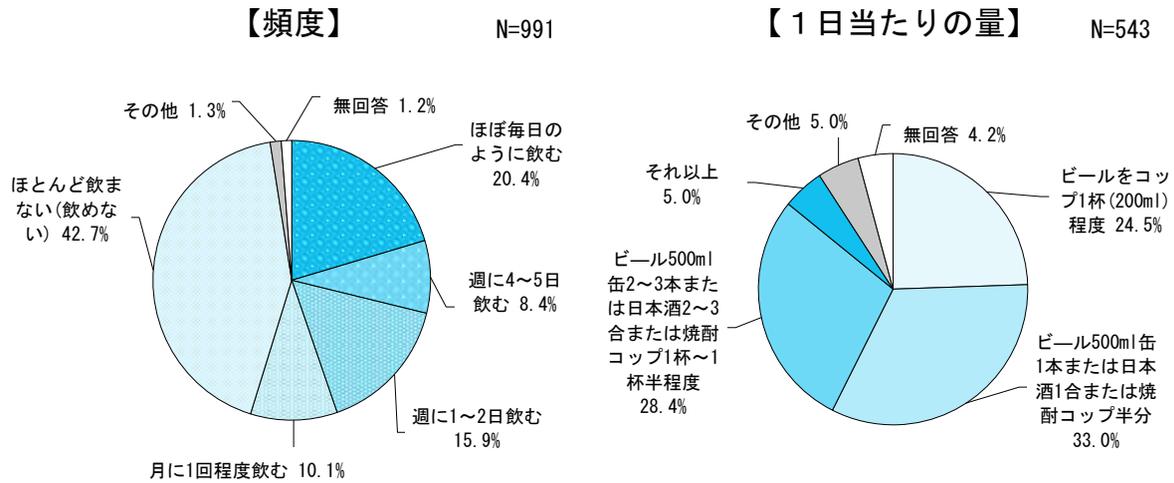


出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(5) アルコールを飲む頻度と量

「ほぼ毎日のように飲む」と「週に4～5日飲む」の合計が 28.8%となっています。また、飲酒をする際の1日の量は、「ビール500ml 缶1本または日本酒1合または焼酎コップ半分」が 33.0%と最も高くなっています。

アルコールを飲む頻度と量



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



コラム

適切な飲酒方法を知りましょう

葛飾区では、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している割合が、全国や東京都と比較して高いです。あなたの行動をチェックしてみましょう。

お酒との付き合い方を見直してみましょう

- ・自らの飲酒状況などを把握する
- ・あらかじめ量を決めて飲酒する
- ・飲酒前、飲酒中に食事をとる
- ・飲酒の合間に水を飲む
- ・1週間のうち、飲まない日を設ける

以下のような飲酒や飲酒後の行動は避けましょう

- ・一時多量飲酒(急いで飲まないようにしましょう)
- ・他人への飲酒の強要
- ・不安や不眠を解消するための飲酒
- ・病気など療養中の飲酒や服薬後の飲酒
- ・飲酒中、飲酒後の運動や入浴

お酒の影響を受けやすい3つの要因とは

①年齢の違いによる影響

高齢者は、アルコールの影響が強くなり、転倒、骨折等の危険性が高まります。
20歳代の若年者は、脳の発達途中であり、健康問題のリスクが高まる可能性があります。

②性別の違いによる影響

女性は、一般的に男性と比べて体内の水分量が少なく、分解できるアルコール量も少ないため、アルコールの影響を受けやすいと知られています。

③体質の違いによる影響

体内の分解酵素の働きの強弱などが個人によって大きく異なり、顔が赤くなったり、動悸や吐き気を引き起こす可能性があります。

出典：厚生労働省「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」

2 区の取組



取組の方向性

- 運動習慣の定着に向け、気軽にできるウォーキング・体操などの普及や、運動・スポーツを始めるきっかけづくりとして、健康体カテスト測定会、スポーツ教室・大会などを実施します。
- 区民の誰もが身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術や興味、目的に応じて自分にあった形で運動・スポーツを行いやすい環境の充実に取り組みます。
- 睡眠や休養が健康づくりに大切なことを、啓発していきます。
- 飲酒が及ぼす健康への影響と飲酒に関する正しい知識について、普及啓発を行います。

重点事業

高齢者の健康づくりの推進

(生涯スポーツ課)

- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、高齢者が自主的・積極的に安心してスポーツを行うことができる環境づくりを推進します。また、スポーツ指導員やスポーツボランティアを養成し、各種教室やイベントで活用していくことで、高齢者が身近な地域で安全・安心にスポーツに取り組むことができるようにしていきます。
- ・これからスポーツを始める方、日頃からスポーツに取り組んでいる方が自身の体力状況を把握した上で運動の継続を促すための、体カテスト測定会を実施します。また、高齢者が手軽に取り組めるスポーツプログラムとして、本区の推奨スポーツであるグラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、ダーツの3種目を普及促進します。さらに、身近な場所で手軽に取り組めるウォーキングを推進するために、ウォーキング・ランニング事業を実施します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
スポーツ指導員及び スポーツボランティア の活動数	281人	430人	470人	500人	520人	540人	560人	増やす
高齢者スポーツ事業 (教室等)の参加者数	7,803人	8,913人	9,011人	9,102人	9,200人	9,200人	9,200人	増やす

障害者スポーツの推進

(生涯スポーツ課)

- ・ 障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成と発掘をするとともに、年間を通して定期的に教室や開放事業を開催して指導員の活動の場を提供します。また、共生社会の実現に向けて、ユニバーサルスポーツ*の普及と発展及び指導員やボランティアの育成を目指します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
障害者スポーツ指導員の活動人数	365人	485人	528人	571人	614人	657人	700人	増やす
障害者スポーツ事業の参加者総数	2,295人	2,376人	2,395人	2,413人	2,432人	2,451人	2,471人	増やす

区民健康スポーツ参加促進事業

(生涯スポーツ課)

- ・ 区民のスポーツ実施率を向上させるため、一般社団法人葛飾区スポーツ協会と連携して、スポーツ協会加盟 41 団体が実施するスポーツ体験教室や大会、指導員養成等について支援します。これにより、区民が様々なスポーツに参加できる機会を提供し、いつまでも健康で過ごせるようにしていきます。
- ・ かつしかふれあいRUNフェスタは、堀切水辺公園をメイン会場に荒川河川敷管理道路をコースとして実施しています。今後、おもてなしサービスやコースの充実等を図り、区民により身近なイベントとして、地域事業者や地域団体との連携を深めるとともに、家族みんなで参加者を応援することや、ボランティアとして大会に参加するなど、ランナー以外の区民も参加できる葛飾らしいイベントとしていきます。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
区民健康スポーツ参加促進事業総参加者数	4,123人	4,221人	4,271人	4,320人	4,370人	4,419人	4,469人	増やす
かつしかふれあいRUNフェスタ総参加者数	9,259人	9,500人	10,600人	11,700人	12,000人	12,000人	12,000人	増やす

実施事業

事業名	事業内容	担当課
区民健康づくり支援	38 ページ参照	健康推進課 保健センター 生涯スポーツ課
かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備	かつしか地域スポーツクラブが地域スポーツの担い手としてさらに重要な役割を果たすことができるよう、育成と支援を続け、地域住民が主体的に取り組むスポーツ環境の充実を図ります。	生涯スポーツ課
かつしかスポーツフェスティバル	スポーツの日において区民に広くスポーツについて関心と理解を深めるため、区内全スポーツ施設を利用して、各種スポーツイベントを実施します。	生涯スポーツ課
エンジョイスポーツ	子どもから高齢者まで、多くの区民がスポーツ活動を楽しみ、生涯にわたりスポーツ活動を継続するきっかけづくりを目的として「エンジョイスポーツ」を開催します。	生涯スポーツ課
キャプテン翼CUPかつしか	U-12のジュニアチームによる8人制のサッカー大会「キャプテン翼CUP」を、葛飾区と招待チームで実施します。また、漫画『キャプテン翼』に登場するチームゆかりの自治体を招いた物産展やスポーツ体験ブース、フードブースなど、サッカーファン以外にも楽しめるイベントとして開催します。	生涯スポーツ課
スポーツ施設の利用しやすい環境整備	区民が安全、安心にスポーツ活動に取り組むために、スポーツ施設の継続的なメンテナンスと計画的な改修を行っていきます。	生涯スポーツ課
健康遊具設置事業	区民の健康づくりを推進するため、歩いて行ける身近な公園・児童遊園に、手軽に運動できる健康遊具の設置を進めます。	公園課
睡眠・飲酒に関することの普及啓発	こころの健康に関する講演会・講座等を開催します。	保健センター
乳幼児健康診査などでの啓発	子どもの身体や脳の成長発達のための生活習慣の大切さについて保健指導を行います。	保健センター
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	68 ページ参照	地域保健課
区民と事業者の健康活動促進事業（健康アプリ事業）	175 ページ参照	政策企画課 産業経済課 商工振興課 健康推進課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 日常的に歩くなど、意識して身体を動かしましょう。
- 運動の意義を理解し、工夫して日常生活における身体活動量を増やしましょう。
- 自分の体力に応じた運動・スポーツに取り組みましょう。
- 適切な睡眠のとり方を知り、実践しましょう。
- 睡眠障害が続く場合は、専門機関に相談し、必要に応じて医療機関を受診しましょう。
- 生活習慣病のリスクを高める量^{*}を飲酒している方は、飲み方を見直しましょう。

※「健康日本21（第三次）」では、「1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上」を生活習慣病のリスクを高める飲酒量としています。
※アルコール20gは、ビール500ml缶1本に相当します。



関係機関・団体等の取組

- 区と協働してスポーツ教室やスポーツ大会、体験会などを開催します。
- 子どもや高齢者など、多様な世代が参加できる運動の機会を提供します。
- ユニバーサルスポーツの普及啓発を行います。
- 適切な睡眠・休養の意義やとり方について普及啓発を行います。
- 従業員が適切な睡眠・休養をとることができるよう配慮します。
- 飲酒が及ぼす健康への影響と飲酒に関する正しい知識について、普及啓発を行います。

コラム

適切な睡眠が十分確保できない方へ

毎日を健やかに過ごすための「睡眠5原則」

<第1原則>

からだところの健康に、
適度な長さで休養感のある
睡眠を

<第2原則>

光・温度・音に配慮した、
良い睡眠のための環境づくり
を心がけて

<第3原則>

適度な運動、しっかり朝食、
寝る前のリラックスで眠りと
目覚めのメリハリを

<第4原則>

カフェイン、お酒、たばこなど、
嗜好品とのつきあい方に気をつ
けて

<第5原則>

眠れない、眠りに不安を
覚えたら専門家に相談を



睡眠環境・生活習慣・嗜好品に気をつけて、Good Sleepを

出典：厚生労働省「ぐっすり Good Sleepガイド」

基本施策5 喫煙・受動喫煙対策



たばこの煙は、化学物質や発がん物質などの多くの有害物質を含みます。

このため、喫煙はがんや循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）*などの呼吸器疾患をはじめ、糖尿病や歯周病など、様々な生活習慣病を引き起こす原因となります。

妊娠中の女性の喫煙は、早産や死産、低出生体重児などのリスクを高め、授乳中の女性がたばこの煙を吸うと、母乳中にニコチンが混じり、乳児がニコチンを取り入れることにもつながります。妊娠中や授乳中の女性は胎児や乳児の健康への影響を避けるため、禁煙する必要があります。また SIDS（乳幼児突然死症候群）の予防のためにも、産婦だけでなく、周りの方の禁煙は必要です。

また、喫煙者が直接吸い込む主流煙よりも、たばこの先から立ち昇る副流煙や喫煙者が吐き出す呼出煙の方がより多くの有害物質を含んでいるため、体に及ぼす影響は直接喫煙するよりも受動喫煙の方が大きいといわれています。

葛飾区では、喫煙による健康への影響について普及啓発をするとともに、国の「健康増進法」、「東京都受動喫煙防止条例」などに沿い、望まない受動喫煙の防止に向けて、受動喫煙対策の推進に取り組みます。

施策目標

喫煙している区民の割合を減らします。

受動喫煙を生じさせない環境の整備を進めます。

指標

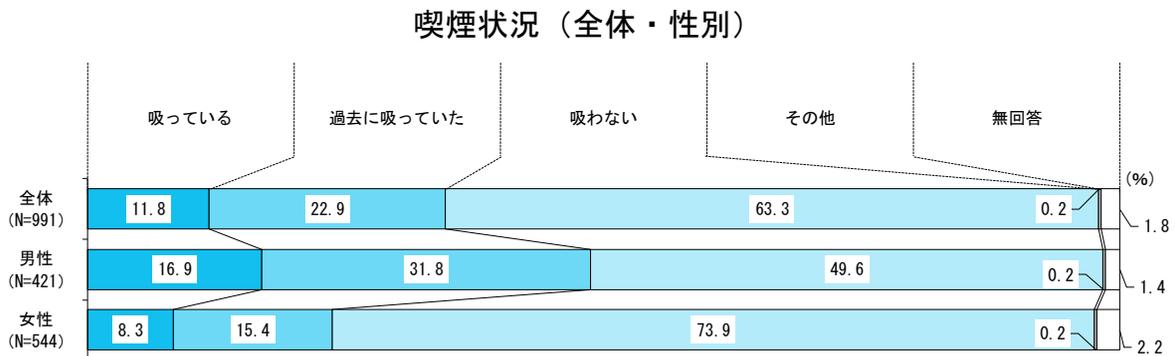
指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
乳児を持つ親の喫煙率	4か月児健康診査時のアンケート	25.1%	23.3%	減らす
国民健康保険加入者の特定健康診査における喫煙者の割合	特定健診の問診における喫煙している人の割合	22.7%	12.2%	減らす
1か月内で受動喫煙の機会がなかった区民の割合	葛飾区保健医療実態調査	38.2%	56.2%	増やす

1 現状と課題

(1) 喫煙状況

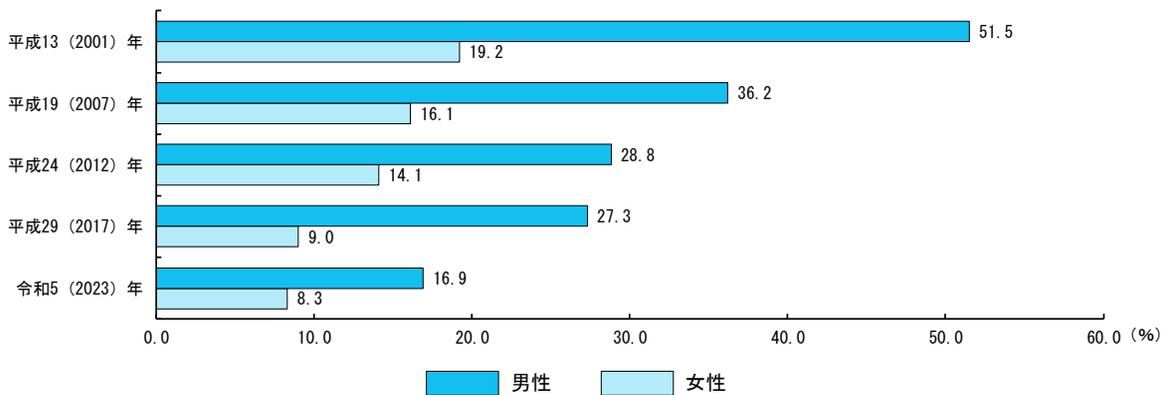
令和5(2023)年調査によると、喫煙状況は「吸っている」が全体で11.8%、男性は16.9%、女性は8.3%となっています。過去の調査結果と比較すると、男女とも減少傾向にあります。全国の調査(令和4(2022)年国民健康・栄養調査)と比べると男性は全国(24.8%)より7.9ポイント低く、女性は全国(6.2%)より2.1ポイント高くなっています。

また、令和5(2023)年度の葛飾区特定健康診査の問診における喫煙している人の割合は、男性33.1%、女性は14.5%となっています。



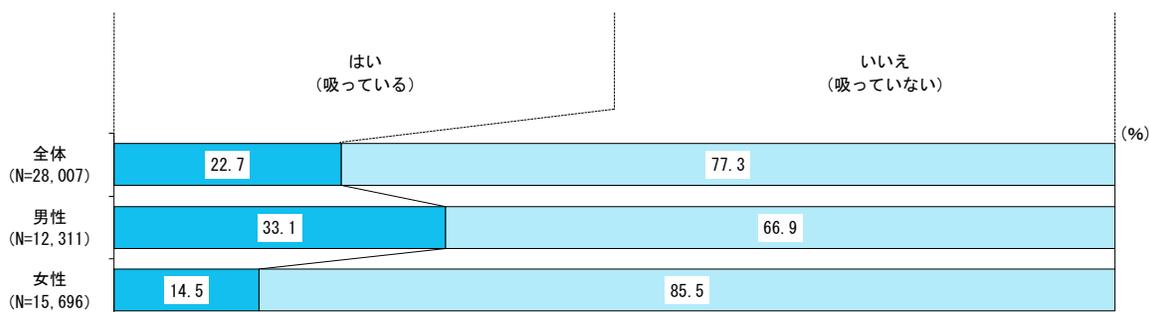
出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」(令和6(2024)年3月刊行)

喫煙状況「吸っている」(過去調査との比較)



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」

喫煙状況（葛飾区特定健康診査問診）



出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（令和5（2023）年度）

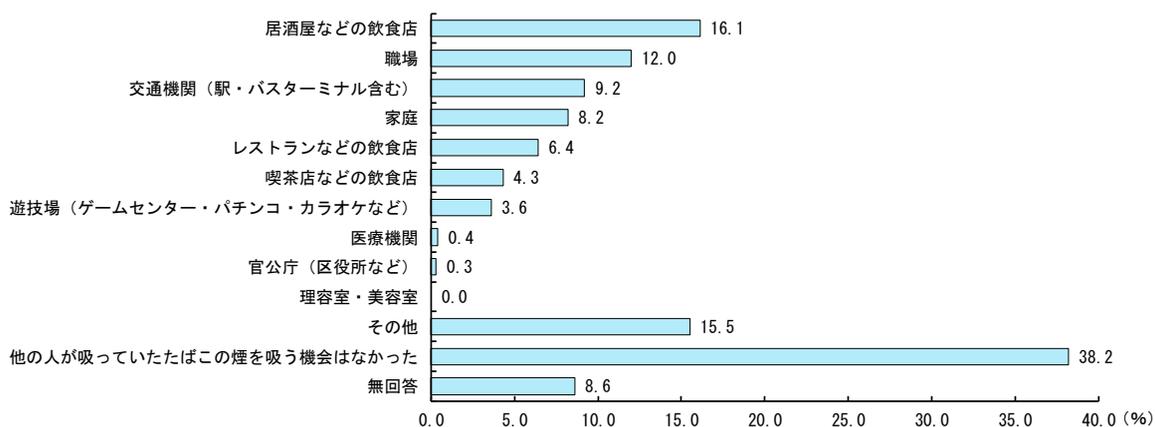
（2）副流煙を吸う機会があった場所

令和5（2023）年調査によると、副流煙を吸う機会があった場所は、「居酒屋などの飲食店」が16.1%で最も高く、次いで「職場」12.0%、「交通機関」9.2%の順となっています。

「他の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会はなかった」は約4割にとどまっており、引き続きの受動喫煙対策が必要です。

副流煙を吸う機会があった場所

N=991



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



2 区の取組



取組の方向性

- 喫煙の健康への影響についての正しい知識の普及啓発を行い、受動喫煙防止を推進します。

重点事業

受動喫煙防止普及啓発事業

(健康推進課)

- ・飲食店等の事業者に対する受動喫煙対策の相談や指導を実施します。
- ・たばこの健康への影響について正しい知識の普及を図ります。また、禁煙を希望する区民へ禁煙外来治療費を助成します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
飲食店等への受動喫煙対策の相談・指導	苦情があった飲食店等へ立入検査	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	継続実施
禁煙外来治療費助成者数 (治療完了者数)	12人	35人	35人	35人	35人	35人	35人	継続実施

受動喫煙対策を施した公衆喫煙所の設置

(健康推進課)

- ・望まない受動喫煙を生じさせないように、喫煙所を設置する民間事業者に対して、その費用の一部を補助します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
公衆喫煙所整備費等の助成 新規件数	0件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	増やす

実施事業

事業名	事業内容	担当課
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	68 ページ参照	地域保健課
路上喫煙パトロール	喫煙禁止区域で路上喫煙をしている人に対して、決められた場所で喫煙するよう案内します。	地域振興課
喫煙禁止区域の周知	喫煙禁止区域を HP、京成バスの車内放送、駅前の公共サイン等で周知します。	地域振興課
指定喫煙場所の設置	喫煙禁止区域の指定と併せて設置し、たばこのポイ捨て防止と分煙環境を整備します。	地域振興課

事業名	事業内容	担当課
ゆりかご葛飾	妊娠中から就学前までの親子に対し、様々な事業や関わりの機会に喫煙の健康への影響の情報提供を行います。	保健センター
乳幼児健診	健診時に喫煙の健康への影響の情報提供を行います。	保健センター
母子保健事業	教室等の開催時に喫煙の健康への影響の情報提供を行います。	保健センター

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響について正しい知識を持ち、理解を深めましょう。
- 受動喫煙防止に努めましょう。



関係機関・団体等の取組

- 禁煙を希望する人に対して禁煙支援を行います。
- 受動喫煙防止対策に積極的に取り組みます。
- 20歳未満へのたばこの販売、提供は行いません。



コラム たばこ、やめませんか？

たばこによる健康被害

- 喫煙による年間死亡者数は推定約 **13万人**です。
- がん、脳卒中、COPD 等 22 の病気・病態になりやすくなるのが科学的に明らかになっています。

死亡 **1.7倍** 肺がん **4.5倍**

食道がん **3.7倍** 虚血性心疾患 **2.9倍**

受動喫煙の危険性

- 受動喫煙による年間死亡者数は推定約 **1万5千人**です。
- 受動喫煙にさらされている人は、病気にかかりやすくなります。

肺がん **1.3倍** 虚血性心疾患 **1.2倍**

脳卒中 **1.3倍** 乳幼児突然死症候群 (SIDS) **4.7倍**

出典：東京都保健医療局「禁煙啓発リーフレット「自分のために。家族のために。タバコ、やめませんか？～禁煙でみんな幸せに～」」

自分にあった禁煙方法を選ぼう！

「医療機関で禁煙治療を受ける」



▽こんな方におススメ

- ニコチン依存度が中程度～高い人
- 禁煙する自信がない人
- 過去に禁煙して禁断症状が強かった人など

「薬局・薬店でニコチンパッチやニコチンガムを使ってやめる」



▽こんな方におススメ

- ニコチン依存度が低い～中程度の人
- 禁煙する自信が比較的人
- 忙しくて医療機関を受診できない人など

出典：厚生労働省「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版 資料3 喫煙者用リーフレット（短時間支援用）」

基本施策6 歯と口の健康づくり



歯と口の健康は、食べる喜びや、話す楽しみなどの生活の質に大きく関係し、心身の健康の基礎となるものです。幼少期の発育や、成人においては肥満や糖尿病等の生活習慣病とも関連し、全身の健康の維持・増進に影響を及ぼすといわれています。生涯にわたって歯と口の健康を維持するためには、若い頃からかかりつけ歯科医を持って口腔ケアや定期的な歯科健康診査を受け、むし歯及び歯周病を予防することが大切です。また、高齢期においては健康寿命延伸のために、口腔機能の維持・向上が重要になり、身体状況にあった口腔ケアが必要です。

ライフステージに応じた歯科健康診査や歯科保健指導、歯科保健に関する知識の普及啓発を充実させ、歯と口の健康づくりを推進します。

施策目標

むし歯や歯周病を予防し、歯の本数維持につなげます。
かかりつけ歯科医を持っている区民の割合を増やします。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
3歳児でむし歯のある区民の割合	3歳児健康診査 (歯科健康診査)	7.4%	6.0%	減らす
60歳で24本以上自分の歯を有する区民の割合	成人歯科健康診査	89.7%	90.4%	増やす
80歳以上で20本以上自分の歯を有する区民の割合	長寿歯科健康診査	65.4%	68.9%	増やす
かかりつけ歯科医を持っている区民の割合	葛飾区保健医療実態調査	70.5%	71.9%	増やす

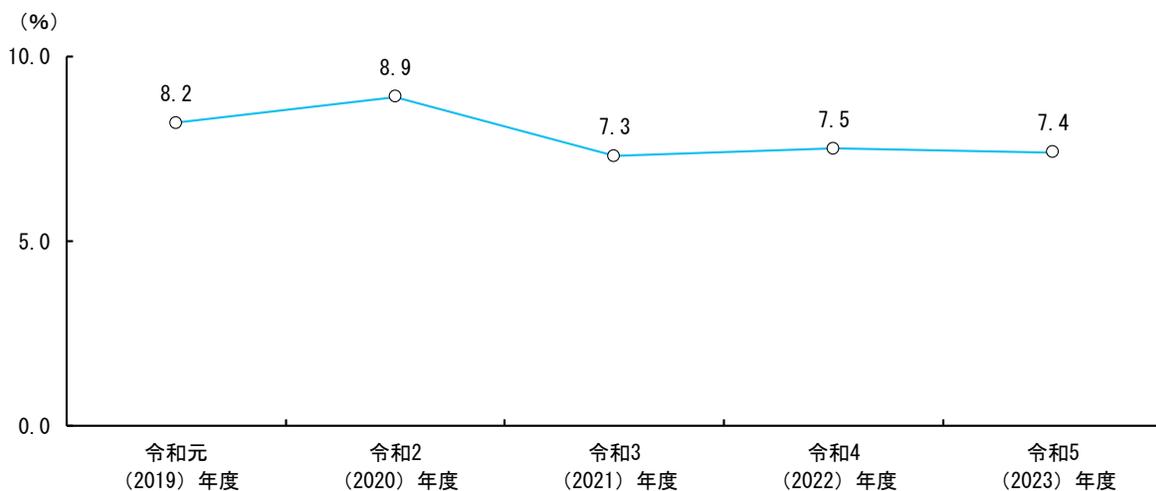


1 現状と課題

(1) 3歳児でむし歯のある区民の割合

令和5（2023）年度は7.4%と、令和元（2019）年度の8.2%に比べて減少しています。更なる減少に向けて、歯科保健指導を充実させます。

3歳児でむし歯のある区民の割合

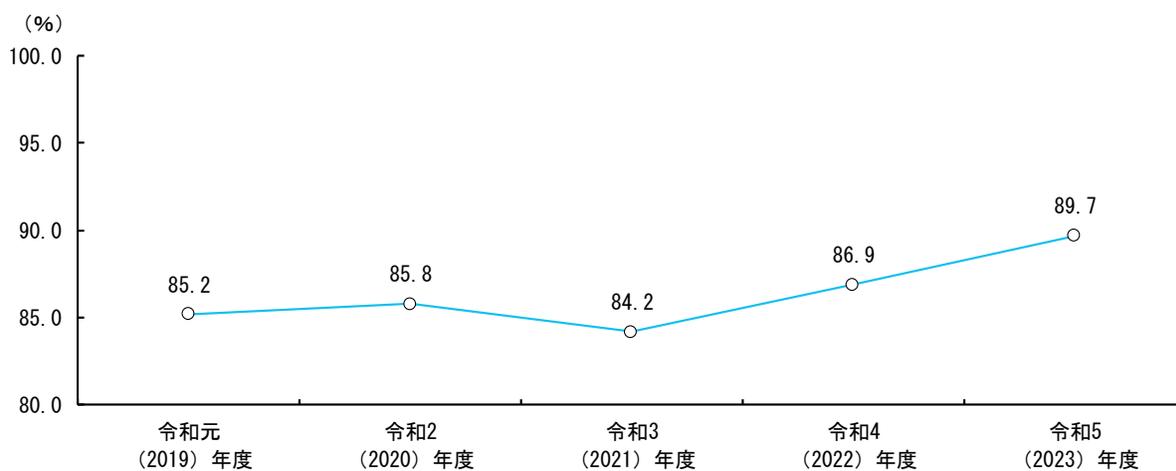


出典：東京都福祉保健局「東京の歯科保健」
葛飾区「庁内資料」

(2) 60歳で24本以上の歯を持っている区民の割合

令和5（2023）年度は89.7%と、令和元（2019）年度の85.2%に比べて増加しています。

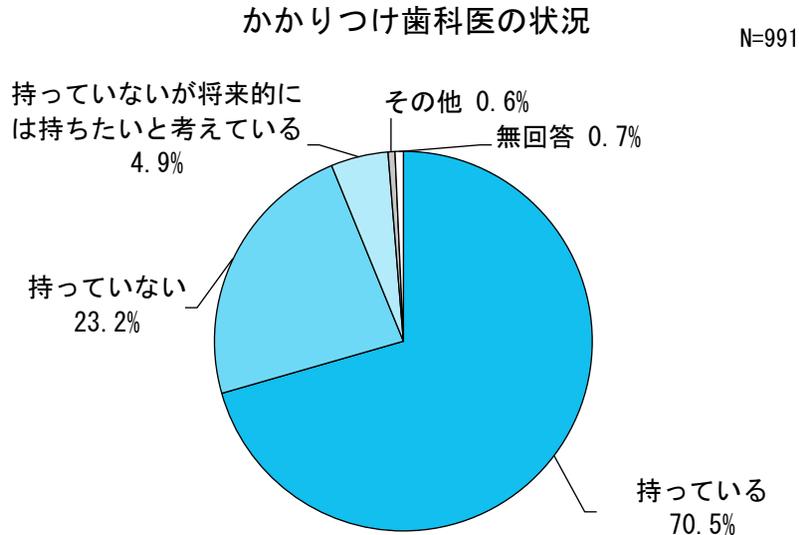
60歳で24本以上の歯を持っている区民の割合



出典：葛飾区「庁内資料」

(3) かかりつけ歯科医の状況

令和5（2023）年調査によると、かかりつけ歯科医を「持っている」割合は70.5%になっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(4) 3歳児で4本以上のむし歯のある区民の割合

多数のむし歯のある3歳児の割合を減らすための取組を進める必要があります。

3歳児で4本以上のむし歯のある区民の割合

	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
むし歯なし	92.5%	92.6%
むし歯1本～3本	5.1%	4.6%
むし歯4本以上	2.4%	2.8%

出典：葛飾区「庁内資料」

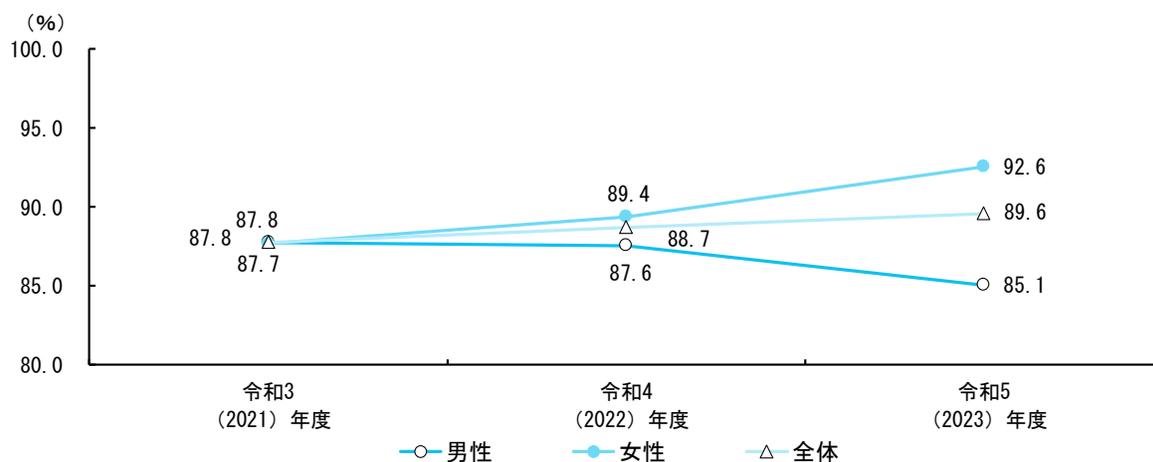


(5) 40歳で喪失歯のない区民の割合

40歳で喪失歯のない区民の割合は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて、女性で増加傾向にある一方、男性では減少傾向にあります。

歯を失う原因は主にむし歯と歯周病のため、セルフケアとかかりつけ歯科医による管理により喪失歯のない区民の割合を増やします。

40歳で喪失歯のない区民の割合



出典：葛飾区「庁内資料」



△歯科健診の様子



△歯科相談の様子

2 区の実組



取組の方向性

- 乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた歯科健康診査や歯科健康教育を実施し、かかりつけ歯科医の定着を図り、生涯を通じた歯の健康づくりに取り組めます。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
長寿歯科健康診査	76・81歳の区民を対象に口腔内診査と口腔機能診査を実施し、結果に基づき治療勧奨や口腔機能維持を含めた保健指導を行うとともに、口腔機能維持・向上のためのフォロー教室を実施します。	健康推進課
歯科健康教育	むし歯や歯周病等の予防、噛むこと飲み込むことなどの口腔機能の維持について、区民の年齢や状況に応じた健康教育や健康相談を行います。	健康推進課
妊婦歯科健康診査	妊娠中の区民を対象とした歯科健康診査を実施し、妊娠期特有の歯科疾患を予防します。さらに妊婦の歯と口の状態が影響を与える胎児の健康も守ります。	健康推進課
親子の歯育てすくすくクラブ（すくすく歯育て支援事業）	歯が生え始める10か月児とその母親（保護者）を対象に、歯科衛生士による歯や口に関する歯科相談を実施します。	健康推進課
ハッピーバースデイすくすく歯科健診（すくすく歯育て支援事業）	1歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。むし歯予防のポイントや家族でのケアの方法について個別にアドバイスを行うとともに、必要に応じて個別育児相談を行います。	健康推進課
1歳6か月児歯科健康診査	奥歯が生え始める時期の1歳6か月児健康診査において歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。	子ども家庭支援課 保健センター 健康推進課
すくすく歯育て歯科健診（すくすく歯育て支援事業）	むし歯が急増する2歳の時期に子どもと母親（保護者）をひと組にした歯科健康診査と予防処置を行います。さらに2歳児においては歯科健康診査と予防処置を追加して2回目を行います。	健康推進課
3歳児歯科健康診査	乳歯20本が生えそろう時期の3歳児健康診査において歯科健康診査を実施します。	子ども家庭支援課 保健センター 健康推進課
成人歯科健康診査	30歳～70歳の5歳刻みの区民を対象とした歯科健康診査を実施します。	健康推進課
障害児・者歯科診療	障害などにより、一般の歯科医療機関での受診が困難な方に対して、ひまわり歯科診療所において歯科診療等を行います。	健康推進課
ねたきり高齢者歯科診療	在宅療養中で、一般の歯科医療機関での受診が困難な方に対して、訪問歯科診療又はたんぼ歯科診療所に搬送して歯科診療等を行います。	健康推進課
歯科医療連携推進事業	かかりつけ歯科医紹介窓口を葛飾区歯科医師会に委託し、かかりつけ歯科医を探している方に対し、症状に応じて適切な歯科診療を受けることができる歯科医院を紹介します。	健康推進課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 歯と口の健康に関する正しい知識を持ち、実践しましょう。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に専門的な口腔ケアを受けましょう。



関係機関・団体等の取組

- かかりつけ歯科医として、区民の歯科疾患の予防を支援します。
- 各種歯科健康診査、健康教室、ねたきり高齢者及び障害児・者歯科診療の実施に協力します。
- 歯と口の健康が、全身の健康に関与していることを普及啓発します。



はちまるにいまる 8020を目指して

はちまるにいまる 8020とは？

- はちまるにいまる 8020とは「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動で、20本以上の歯があれば食生活にほぼ満足できると言われています。
- 「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。歯を失う原因は、主にむし歯と歯周病であり、はちまるにいまる 8020達成に向け、より若い世代からの予防対策が重要です。

かかりつけ歯科医をもちましょう

- 定期的に歯科健診や歯科保健指導、予防処置を受けましょう。



歯や口のセルフケアをしましょう

- ライフステージに応じた口の手入れ方法を身につけましょう。



基本目標3 安全安心な生活環境の確保

基本施策1 感染症対策



結核発病のリスクが高い高まん延国からの訪日外国人の増加や、コロナ禍での受診控えの解消などによる今後の発生数の変化を注視していくとともに、結核をはじめとする感染症の拡大予防やまん延防止を継続的に推進する必要があります。

新型インフルエンザ等は周期的に発生し、大きな健康被害をもたらし、生活や経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、本区では、平成26（2014）年7月に「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。このたびの新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて、計画を改定し、区の体制を更に強化していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症への対応では、度重なる感染者の急増・拡大に伴い、疫学調査や健康観察等の増大による保健所業務のひっ迫や人員不足など、様々な課題に直面しました。これらの課題については、医師会をはじめとした各関係機関との連携・協力と同時に、BCP*を発動し全庁を挙げた応援体制の構築と外部人材の活用等により対応しました。

一方、国は新たな感染症に備えて「感染症法」、「地域保健法」及び同基本指針を改正し、保健所設置自治体に対して平時から業務の重点化や絞り込み、人員体制や応援職員の受援計画などを定めるよう、健康危機対処計画の策定を規定しました。本区では、令和5（2023）年度に医師会や感染症診療協力医療機関などを構成員とした感染症対策協議会を設置し、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた課題の整理、取りまとめを行い、新たな感染症にも対応しうる「葛飾区感染症予防計画」を令和6（2024）年3月に策定しました。

施策目標

結核罹患率を減少させます。

感染症の発生を予防し拡大を抑制します。



指標

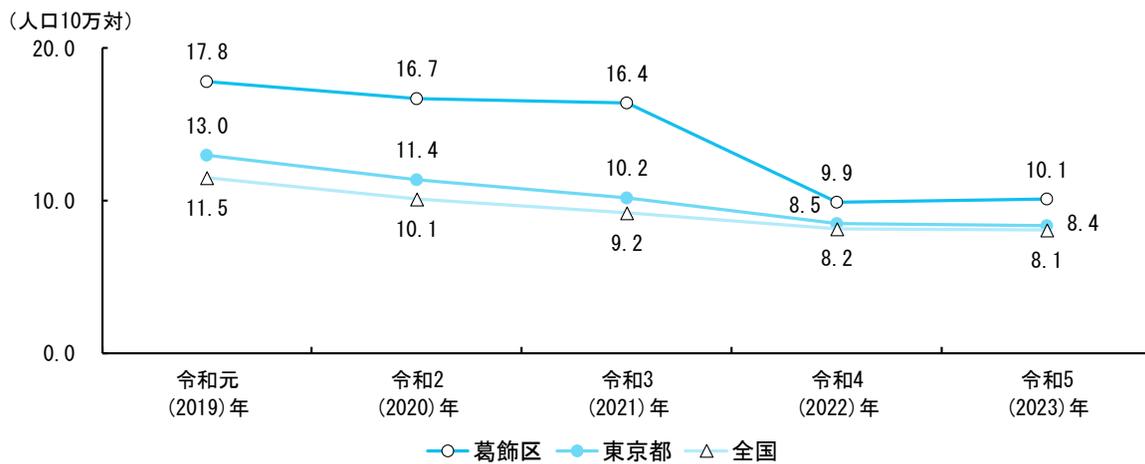
指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
結核罹患率 (人口10万対)	新規登録患者数／人口 ×10万	10.1	6.8	減らす
感染症予防のための行動 に取り組んでいる区民の 割合	葛飾区政策・施策マーケ ティング調査	95.1%	97.8%	増やす

1 現状と課題

(1) 結核罹患率

葛飾区の結核の罹患率は令和5（2023）年では10.1で、令和元（2019）年の17.8に比べると減少傾向にありますが、国や東京都よりもやや高くなっています。結核発病の防止に対する取組が必要です。

結核の罹患率の推移



出典：(全国・東京都) 厚生労働省「結核登録者情報調査年報集計結果」
(葛飾区) 葛飾区「庁内資料」

2 区の取組



取組の方向性

- 感染症の発生を防止するために、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、平時から感染症の発生及びまん延の防止に取り組みます。
- 感染症のまん延や重篤化防止の予防接種を実施します。
- 感染症が発生した場合には、速やかに調査・指導を行い拡大を抑制します。

重点事業

感染症対策の強化

(保健予防課)

- ・国内で発生しうる様々な感染症や新興感染症に対応するために関係機関と連携し、感染症対策を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた業務体制の確立を目指します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
感染症対策協議会の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
感染症予防計画に基づく訓練の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

風しん*の流行拡大及び先天性風しん症候群の発生防止対策の強化

(保健予防課)

- ・妊娠初期に妊婦が感染すると、先天性風しん症候群（目や耳、心臓に障害がでる）のリスクが高くなります。風しんの流行拡大と先天性風しん症候群の発生を防止するために、風しん抗体検査や予防接種を受けやすい環境を整備するとともに、風しん患者が発生したら、直ちに、疫学調査と保健指導を適切に実施します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
風しん抗体検査及び予防接種の費用助成	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施
疫学調査、保健指導の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
結核予防事業	乳児に BCG 接種を積極勧奨し、結核の免疫力を高め、小児の結核性髄膜炎の発病を予防します。結核患者が発生した場合は、積極的疫学調査をし、同居などの家族や接触者等の健康診査を実施し、結核の予防と早期発見に努めます。	保健予防課
結核患者の治療成功率向上事業	結核患者に家庭訪問や面接相談の方法により、治療の継続ができるよう保健指導、療養の支援を行います。	保健予防課
結核医療公費負担事業	感染性があり入院治療が必要となった結核患者に対し、入院医療費の全額を原則公費負担します。その他の結核患者については指定医療機関で受ける結核の医療に要する自己負担分の費用を公費負担します。	保健予防課
結核検診	結核の早期発見のために、区立小・中学校の全児童・生徒を対象に問診票等による調査を行い、必要に応じて精密検査を実施します。	学務課 保健予防課
エイズ・性感染症対策	エイズや性感染症について正しい知識の普及啓発のために、性感染症予防相談、抗体検査を実施します。また、中学校、高校に対しては、充実した性感染症の健康教育を行いやすくするためのツールや情報を提供します。	保健予防課 保健センター
子どもの予防接種事業	「予防接種法」に基づいた定期予防接種の実施、任意予防接種の費用助成により、感染症のまん延を防ぎ、重篤化を防止します。 ＜定期予防接種の種類＞ ①DPT-IPV-Hib （ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ） ②ロタウイルス ③小児用肺炎球菌 ④B 型肝炎 ⑤BCG ⑥MR（麻しん*、風しん） ⑦水ぼうそう ⑧日本脳炎 ⑨DT（ジフテリア、破傷風） ⑩HPV（ヒトパピローマウイルス） ＜任意予防接種の種類＞ ①MR（麻しん、風しん） ②水ぼうそう ③おたふくかぜ ④小児インフルエンザ ⑤HPV（ヒトパピローマウイルス）	保健予防課 保健センター
高齢者等の予防接種事業	「予防接種法」に基づいた定期予防接種を実施、任意予防接種の費用助成により、感染症による疾病の重篤化を防止します。 ＜定期予防接種の種類＞ ①インフルエンザ ②高齢者肺炎球菌 ③新型コロナウイルス感染症 ④帯状疱疹 ＜任意予防接種の種類＞ ①風しん ②帯状疱疹	保健予防課 保健センター

事業名	事業内容	担当課
感染症予防対策	平常時は、感染症予防について普及啓発及びサーベイランス（発生動向調査）を活用して監視を行い、発生時には、速やかに原因の究明及び感染拡大防止のための積極的疫学調査・指導を実施します。 また、感染症発生に備え、医療機関等の関係機関と協働し、講習会や発生時の対応訓練を行います。さらに、感染症に関する情報共有を効率的に行う体制や必要な医療資材の備蓄などを行います。	保健予防課
緊急肝炎ウイルス検査事業	過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、区内指定医療機関で肝炎ウイルス検査を実施します。	保健予防課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 予防接種を積極的に受けましょう。
- 平常時から手洗い、マスク着用、咳エチケットなど感染症予防を行いましょう。
- 感染症に関する正しい知識を持ち、行動しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 各種予防接種の実施に協力します。
- 正しい情報を得て、連携、協力を図りながら感染症予防に取り組みます。
- HIV 感染予防の理解を深め、感染者が安心できる環境づくりに取り組みます。



コラム その咳、本当に風邪ですか？

結核は、過去の病気ではありません！

- 日本で、1日に28人が新たに診断されている病気、それは「結核」です。
- 都内では年間約1,200人の新たな結核患者が発生しており、そのうち働き盛り世代が約4割を占めています。結核は、どの年代の方もかかる可能性のある病気です。

2週間以上咳が続く場合は医療機関を受診しましょう

- 以下のような症状がある人は、結核の可能性も考え、胸部レントゲン検査を相談しましょう。結核は、適切に服薬治療を行えば治る病気です。



咳・たん



発熱



体のだるさ



食欲不振

出典：東京都健康安全研究センター「東京都における結核の概況」（令和5（2023）年）

基本施策2 食品の衛生



食生活の多様化・輸入食品の増大・遺伝子組み換え食品を代表とする新開発食品の登場など、食を取り巻く環境が大きく変化しており、食品の安全に対する区民の関心がより一層高まっています。

食品の安全を確保するため、食品関係事業者への監視指導を適正に実施するとともに、葛飾区食品衛生協会と協働し、食品関係事業者による自主的衛生管理を推進します。また、区民・食品関係事業者・区三者のリスクコミュニケーション*などを通して、食品に対する安全・安心についての相互理解を深められるよう普及啓発していきます。

令和3（2021）年6月1日より「食品衛生法」の一部が改正され、原則全ての食品関係事業者に対して、一般衛生管理に加えて HACCP（ハサップ）* に沿った衛生管理の実施が義務づけられました。そのため、営業許可を更新するタイミングで、食品関係事業者に対して HACCP が制度化された趣旨の周知を徹底するとともに、衛生状態を向上させるよう技術的な支援・指導を推進します。

施策目標

食品の安全を確保します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
食品等の収去検査適合率	適合数／総検査数×100	96.8%	97.4%	増やす



1 現状と課題

(1) 食中毒の発生状況

食中毒が発生した場合は、迅速な対応をしています。

食中毒発生状況の推移

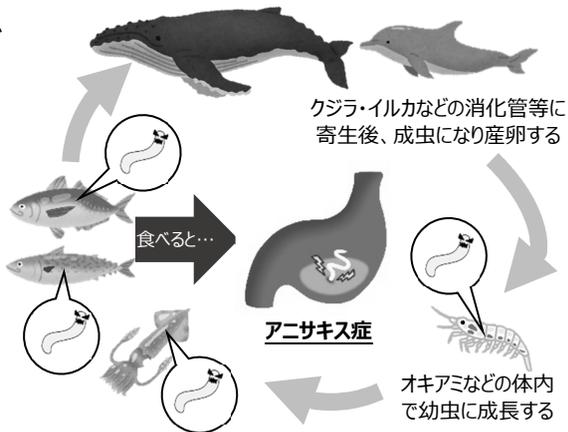
年度	葛飾区内の食中毒発生状況		食中毒の疑いによる調査	
	件数	患者（人）/喫食数（食） （病因物質）	葛飾区内の件数 （有症苦情）	葛飾区外の件数 （関連調査）
令和元（2019）	1	①1/2（アニサキス）	41	11
令和2（2020）	2	①3/3（カンピロバクター） ②21/875（黄色ブドウ球菌）	22	1
令和3（2021）	1	①4/5（カンピロバクター）	20	6
令和4（2022）	5	①1/2（アニサキス） ②1/2（アニサキス） ③1/4（アニサキス） ④1/2（アニサキス） ⑤1/2（アニサキス）	31	4
令和5（2023）	1	①3/6（カンピロバクター）	43	9

出典：葛飾区「庁内資料」

コラム アニサキスとは？

都内の食中毒原因の第1位

アニサキスとは、幼虫としてサバやカツオ、イカなどの魚介類の体内に生息しています。ヒトの体内では成長することができないので、アニサキスに寄生された魚介類を食べても通常は排出されたり、体内で死んでしまいます。しかし、胃や腸壁に侵入して、食中毒の症状を引き起こすこともあり、ここ最近、**都内の食中毒原因の第1位**となっています。



アニサキス症の特徴

● 生食で原因になりやすい魚介類は？

サバ（しめ鯖を含む）、アジ、イカ、カツオ、サケ、サンマ等の内臓や筋肉



● 症状は？

食後数時間から数日で、激しい腹痛・吐き気・嘔吐・じんましん等の症状

予防法

● 加熱調理する！

（60℃で1分以上、70℃以上では瞬時に死滅します。）

● -20℃で24時間以上、冷凍する！

（魚体の中心部までしっかり冷凍すると死滅します。）

● 新鮮な魚介類の内臓は早期に除去する！

（アニサキスは放置すると、内臓から筋肉（身の部分）に移行しやすくなります。）

お酢・醤油・ワサビでは死滅しない



2 区の取組



取組の方向性

- 食品の安全を確保するため、食品関係事業者への監視指導を適正に実施するとともに、葛飾区食品衛生協会と協働し、食品関係事業者による自主的衛生管理を推進します。
- 食品の安全について区民が理解を深め、食品の適切な取扱方法を自ら判断できるよう、食品の安全に関する正確な情報を積極的に発信していきます。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
食品衛生許認可・監視指導	「食品衛生法」などに基づき、食品取扱施設について許可や届出等の事務を行います。また、食品の取扱方法や施設設備が衛生的に保たれるよう、監視指導を徹底します。さらに、葛飾区内で製造・販売されている食品等を検査し、その安全性を確認します。	生活衛生課
食品衛生普及・啓発	講習会やリスクコミュニケーション等を実施し、食品関係事業者や区民の食品衛生に関する知識を向上させます。また、食品の安全に関する情報を広報かつしかや区ホームページで積極的に発信します。	生活衛生課
食品衛生協会助成	葛飾区食品衛生協会に対し、食品の安全確保や危害発生の防止につながる活動に必要な費用を助成します。	生活衛生課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 食中毒を予防するため、食品の安全に関する知識と理解を深めましょう。



関係機関・団体等の取組

- 食品関係事業者は、食品の安全に関する正しい知識を持ち、日常の衛生管理を徹底します。
- 町会や自治会は、地域のお祭りで模擬店を出店する時には、区と連携して食品の安全確保に取り組みます。

基本施策3 生活環境の衛生



環境衛生関係施設（理・美容所、クリーニング所、旅館業営業施設、公衆浴場、プール施設など）は、多くの区民が利用することから安全性の確保が求められています。また、「住宅宿泊事業法」の施行及び「旅館業法」の改正により、民泊や小規模の旅館業営業施設を営むことができるようになるなど、宿泊施設が多様化しています。

このような施設に対しては、衛生検査に基づく監視指導を行います。また、施設に立ち入り衛生管理に必要な情報を積極的に発信するなど、施設が自主的に衛生環境を向上していけるよう、支援を拡充していきます。

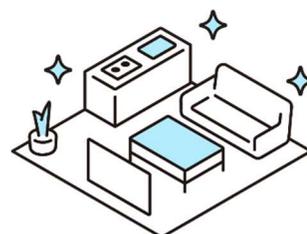
ねずみによる被害や害虫の発生に関する相談は依然として多くあり、これら害獣・害虫の被害防止に関する情報提供が求められています。そのため、住居内におけるねずみ・害虫の対策のほか、水や空気の衛生に関する情報など、区民が衛生的な居住環境を維持するために必要な知識や情報を積極的に発信していきます。

施策目標

生活環境の衛生を確保します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
環境衛生施設の検査適合率	適合数／総検査数×100	91.6%	93.6%	増やす



1 現状と課題

(1) 環境衛生関係施設数及び監視実施数の推移

「住宅宿泊事業法」の施行及び「旅館業法」の改正に伴い、今後は民泊や小規模の旅館業営業施設の増加が見込まれます。

環境衛生関係施設数の推移

(件)

		理容所 (室)	美容所 (室)	クリーニング所	公衆浴場	旅館業	興行場	プール	水道施設	温泉利用施設	墓地等	特定建築物	コインランドリー	小規模給水施設	計
施設数	令和元 (2019)年度	319	660	301	46	102	3	95	642	1	129	64	101	5,169	7,632
	令和2 (2020)年度	309	660	277	45	115	3	93	637	1	129	65	111	5,113	7,558
	令和3 (2021)年度	300	675	272	43	116	3	94	631	1	129	66	111	5,077	7,518
	令和4 (2022)年度	298	697	256	43	133	3	91	623	1	127	65	113	5,045	7,495
	令和5 (2023)年度	292	699	229	43	185	3	89	605	1	127	71	117	5,008	7,469

出典：葛飾区「庁内資料」

監視実施数の推移

(件)

		理容所 (室)	美容所 (室)	クリーニング所	公衆浴場	旅館業	興行場	プール	水道施設	温泉利用施設	墓地等	特定建築物	コインランドリー	小規模給水施設	計
監視数	令和元 (2019)年度	29	127	0	54	72	4	65	4	1	7	8	11	0	382
	令和2 (2020)年度	39	131	47	31	110	3	28	6	1	14	21	16	13	460
	令和3 (2021)年度	20	92	20	44	102	0	30	4	2	41	5	0	0	360
	令和4 (2022)年度	85	239	55	51	74	3	22	6	1	19	21	3	3	582
	令和5 (2023)年度	7	45	5	39	73	3	12	0	0	0	4	3	0	191

出典：葛飾区「庁内資料」

(2) 環境衛生・ねずみなどに関する相談

民泊施設のゴミ出しや公衆浴場の衛生面など、営業施設に関する苦情が増加傾向にあります。

環境衛生・ねずみなどに関する相談件数の推移 (件)

内容	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
シラミ	3	1	0	0	1
ダニ	2	7	7	10	2
その他の害虫	69	68	85	73	47
飲用水	3	5	8	14	4
営業施設(苦情)	56	31	29	47	54
居室内空気	0	3	3	4	1
井戸水	1	2	1	0	3
ねずみ	122	95	149	124	129
その他	26	5	1	12	25
計	282	217	283	284	266

出典：葛飾区「庁内資料」



コラム

宿泊施設で特に注意すべき衛生害虫

トコジラミ(学名: Cimex lectularius)

【外見上の特徴】

- 大きさは成虫で5～8mmほど。丸扁平でとても薄い。
幼虫も同様の形をしているが、成虫になるにつれ、褐色が濃くなっていく。

【行動の特性・その他特徴】

- 部屋の中の隙間に棲んでいる。
- 夜活動し、人や動物の血液を吸う。
- 殺虫剤が効きにくく、駆除作業が困難。



トコジラミの予防・対策方法

- ① 施設内にトコジラミを持ち込まない。
(段ボールやキャリーケース、衣類等を介して持ち込まれることが多い。)
- ② 見つけた場合、ガムテープや掃除機等で捕獲する。
捨てる際には、袋を二重にして密閉した状態で廃棄。
また、少量発生であっても駆除が難しい害虫であるため、専門業者への委託を検討する。

2 区の取組



取組の方向性

- 衛生的な居住環境を維持するために、住居内におけるねずみや害虫の対策や、水や空気の衛生に関する情報など、区民が求める知識や情報の提供を行います。
- 理・美容所や旅館業営業施設、公衆浴場営業施設などの環境衛生関係施設に対しては、法令に基づき許可基準や衛生基準を定め、衛生検査に基づく監視指導を行います。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
環境衛生普及・啓発	環境衛生関係施設（クリーニング所、プール施設など）の衛生確保のために、営業者に対して講習会等を実施し、衛生知識を普及します。また、ねずみ防除講習会など区民向けの衛生講習会を開催し、衛生知識を普及します。さらに、ダニやシロアリ、蚊、ねずみ等の駆除などについての相談の受け付けや、雨水マスなどへの薬剤の散布を行います。	生活衛生課
環境衛生許認可事務・監視指導	法令に基づき、環境衛生関係施設に対しての許認可及び監視指導を実施します。	生活衛生課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 居住環境や衛生害虫などに関する正しい知識を身に付けましょう。
- ゴミの管理等を徹底し、ハエなどの衛生害虫が生息しにくい環境をつくりましょう。



関係機関・団体等の取組

- 正しい衛生知識を持ち、衛生管理を徹底します。

基本施策4 動物の適正飼養



犬や猫などのペットは、家族の一員として大切な存在です。その一方で、鳴き声や臭い、ふん尿などに関する苦情や相談が近隣住民から寄せられています。保健所に寄せられる苦情・相談は、ペットを飼う際のマナーや飼い主のいない猫に関するものが多くなっています。また、飼い主のいない猫が特定の地域に集中して、生活環境の悪化も懸念されています。

このため、犬や猫の飼い主に対して、動物の適正な飼養（飼い方）に関する意識の向上を図るとともに、地域住民の動物愛護に関する理解を求めます。

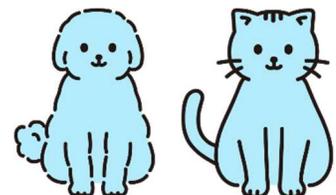
また、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成を継続するとともに、地域の実情に応じた飼い主のいない猫対策を進めます。

施策目標

動物の適正飼養を推進します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
相談解決率	初回の相談で完了した 件数／苦情件数×100	61.9%	71.9%	増やす



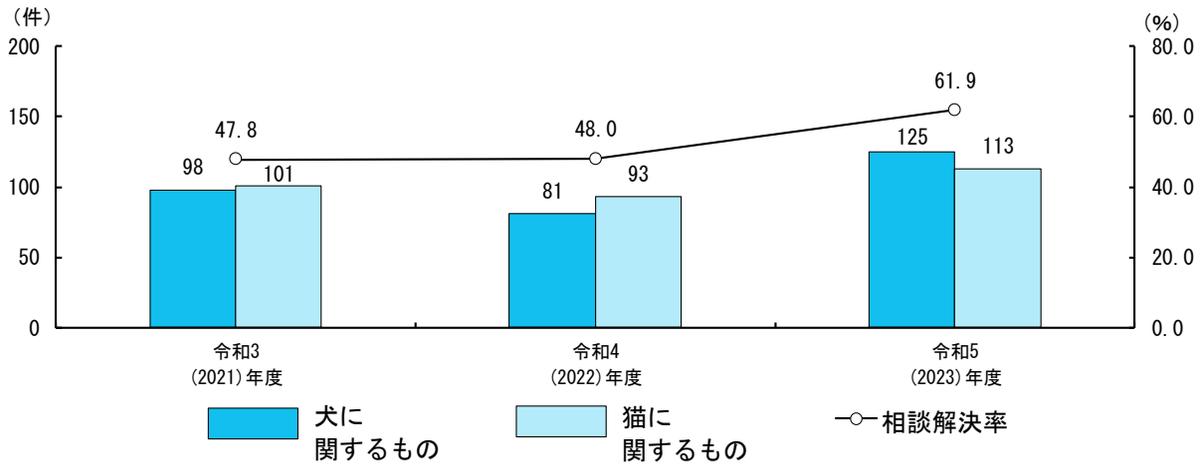
1 現状と課題

(1) 犬・猫に関する苦情件数

一回の対応で完了する犬・猫の苦情件数は増加傾向にあります。ただし、全体の苦情件数は依然として多い傾向にあります。

動物愛護及び適正飼養に関して、今後も普及啓発を進めていく必要があります。

犬・猫に関する苦情件数の推移



出典：葛飾区「庁内資料」



コラム 知っていますか？「地域猫」

猫と住民が共存できる地域へ

- 外にいる猫にご飯をあげている方を見かけることがあると思います。
- でも、猫がかawaiiそうだからという理由だけでエサをあげる行為は、逆に猫が地域の中で嫌われてしまうことがあることをご存じですか？
- 猫にエサをあげることは違法行為ではありません。ただし、街中に生息している猫によるイタズラやフンなどで被害を受けている方もいます。
- 葛飾区では、地域の中で猫と住民が共存できる「地域猫活動」を推奨しています。

地域猫活動成功のための4大原則

- ① 地域（近隣の方）の理解を得る
- ② 必ず不妊・去勢手術を実施する
- ③ エサやりの場所と時間を決める
- ④ トイレの設置・清掃をする



2 区の取組



取組の方向性

- 犬や猫の飼い主に対して、動物の適正な飼養に関する意識の向上を図るとともに、地域住民の動物愛護に関する理解を求めていきます。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
動物適正飼養の推進	犬の鳴き声や猫のふんなどに関する苦情を受け付け、飼い主の適正飼養を指導します。また、動物適正飼養に関する講演会の開催、啓発プレートの配布、区内の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部助成を行います。	生活衛生課
狂犬病予防事業	狂犬病の発生を予防するため、飼い犬の登録、狂犬病予防定期集合注射を実施します。また、未登録の犬の登録勸奨を行います。	生活衛生課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 動物に関する知識を深め、動物を愛護しましょう。
- 最期まで適正に飼養しましょう。
- 無責任な餌やりはしないようにしましょう。



関係機関・団体等の取組

- 動物愛護と適正飼養に関して普及啓発を行います。
- 飼い主のいない猫を排除するのではなく、共存できるルールづくりをします。

基本目標4 医療環境の充実

基本施策1 在宅医療の推進



在宅医療とは、通院が困難な患者の自宅に医師が訪問して、医療サービスを提供するものです。医師が計画的に訪問して医療を行う「訪問診療」と臨時に医療サービスを提供する「往診」があります。

疾病を抱えても、住み慣れた地域で、本人や家族が安心して自分らしい生活を実現するためには、在宅医療体制の充実を図る必要があります。

このため、医療機関などの連携を強化し、在宅医療体制を充実させていきます。また、在宅医療と介護の連携を深め、在宅療養体制も強化します。

在宅医療を行う上で大きな役割を果たすのが、身近なかかりつけ医です。かかりつけ医に継続的に関わることで、本人の身体や症状にあった適切なアドバイスを受けることができるため、かかりつけ医の普及を進めます。

施策目標

区民が住み慣れた地域で住み続けられるよう在宅医療を推進します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
かかりつけ医を持っている区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	74.3%	78.8%	増やす
かかりつけ歯科医を持っている区民の割合【再掲】	葛飾区保健医療実態調査	70.5%	71.9%	増やす
かかりつけ薬局を持っている区民の割合	葛飾区保健医療実態調査	53.9%	60.0%	増やす



1 現状と課題

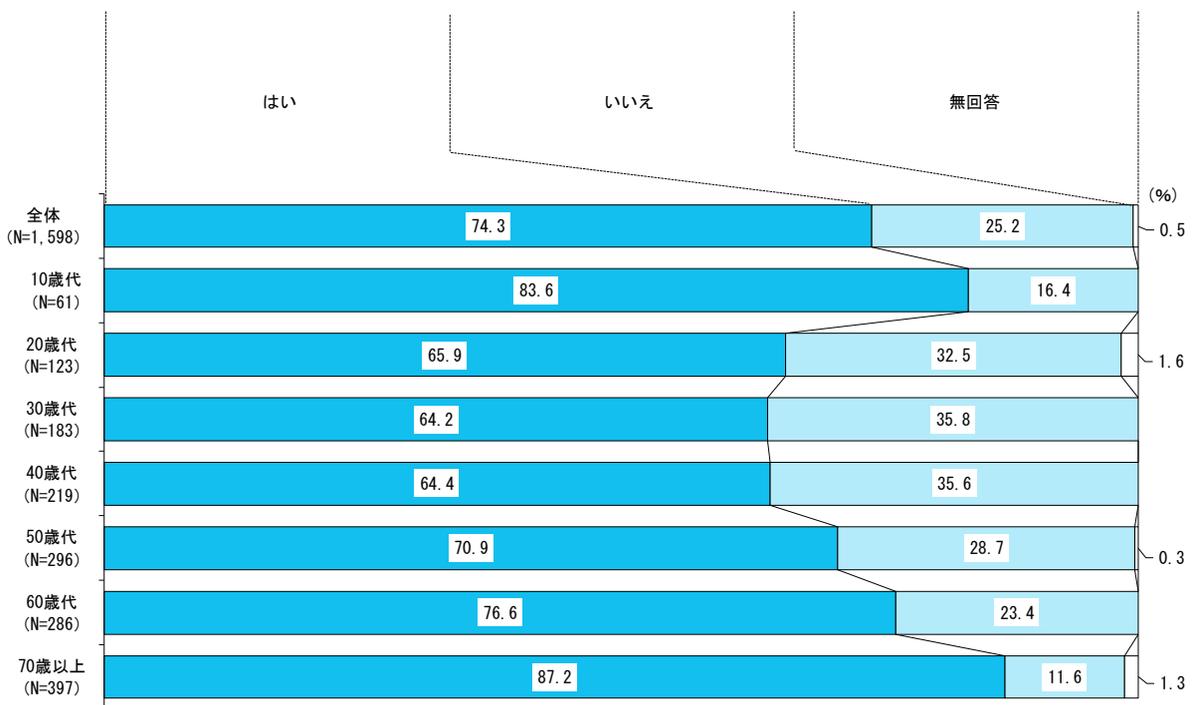
(1) かかりつけ医を持っている区民の割合

令和6（2024）年調査によると、かかりつけの医療機関について、「持っている」（「はい」の回答率）は74.3%、「持っていない」（「いいえ」の回答率）は25.2%となっています。

年代別で見ると、10歳代はかかりつけ医を持っている割合は高いものの、20～40歳代で低くなっています。50歳代以上では年代が上がるほど、かかりつけ医を持っている割合が高くなる傾向にあります。

日常的な診療や健康管理などについて気軽に相談できる、かかりつけ医の更なる普及が必要です。

かかりつけ医を持っている区民の割合（全体・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

2 区の取組



取組の方向性

- 疾病を抱えても住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、医療機関や介護サービス事業所などの関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を整備します。

重点事業

在宅療養患者・高齢者搬送支援事業

(地域保健課)

- ・在宅療養患者の方が病院での治療や入院が必要となった場合に、区内の病院が保有する病院救急車を活用して協力医療機関へ搬送します。区内の病院等で適切な治療が提供され、区内で医療を完結させることにより、早期に在宅療養生活に戻れることを支援し、在宅療養患者の方が安心して在宅療養生活を送れるようにします。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
在宅療養患者・高齢者搬送件数	99件	110件	120件	130件	140件	150件	160件	増やす

在宅医療・介護連携に関する相談支援

(地域保健課)

- ・葛飾区医師会に医療連携コーディネーター*を置き、医療機関や高齢者総合相談センターからの相談受け付けや在宅医療に関する情報提供を行うことで、在宅医療・介護連携を強化します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
医療連携相談件数	133件	160件	190件	220件	250件	280件	310件	増やす



実施事業

事業名	事業内容	担当課
在宅医療介護連携推進会議の開催	葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、病院、介護、看護などの多職種で構成された会議を開催します。 在宅療養に関する内容を検討し、各分野での連携を強化します。	地域保健課
在宅療養セミナーの開催	在宅医療の推進及び医師・看護師・介護支援専門員など多職種の連携の促進のため、区民向けの在宅療養に関するセミナーを開催します。	地域保健課
医療的ケア児への支援の促進	在宅で痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童が、適切な支援を受けることができるよう、関係機関による協議の場を設け、連携を図ります。	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課 保育課 総合教育センター 教育支援課
ねたきり高齢者歯科診療	141 ページ参照	健康推進課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持ち、困った時などは気軽に相談しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 紹介窓口を設置して、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及定着に取り組みます。
- 医療連携コーディネーターの周知を図ります。
- 日頃から病診連携、病院連携を図り、適切な医療機関での受診を促します。
- 医療機関と介護保険事業者の連携を強化し、情報の共有化を図ります。



△区内の病院が保有する病院救急車

基本施策2 災害医療の充実



葛飾区に首都直下地震や大規模水害が発生した際には、地域の医療機能が低下することが想定されます。

このような際にも、迅速かつ適切な医療救護活動を行い、区民の生命と健康を守ることができるよう、葛飾区医師会・葛飾区歯科医師会・葛飾区薬剤師会などと協力し、災害医療体制を整備しています。

なお、地震の際には災害発生後の超急性期である72時間を目安に傷病者の受け入れを行うべく、緊急医療救護所の開設を実施します。また、急性期以降においては、避難所などの巡回診療及び妊産婦・乳児などの要配慮者への対応も今後進めてまいります。

引き続き、各関係機関と協力しながら、災害医療の更なる充実を図ります。

施策目標

災害時に迅速に対応できる、医療救護体制を整備します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
緊急医療救護所医療従事 スタッフ登録数	—	121人	200人	増やす
緊急医療救護所の認知度	葛飾区区民モニターア ンケート調査	7.2%	40.0%	増やす

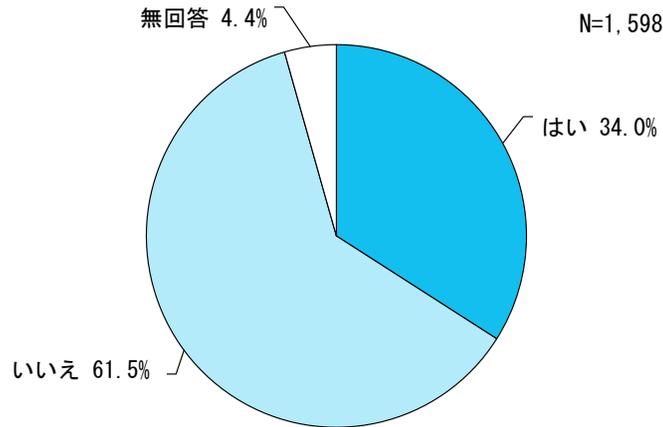
1 現状と課題

(1) 災害対策が進んできていると思う区民の割合

令和6（2024）年調査によると、葛飾区の災害対策について、「進んでいる」（「はい」の回答率）は34.0%、「進んでいない」（「いいえ」の回答率）は61.5%となっています。

防災に対する意識が高まっている中、更なる対策の強化が必要です。

災害対策が進んできていると思う区民の割合



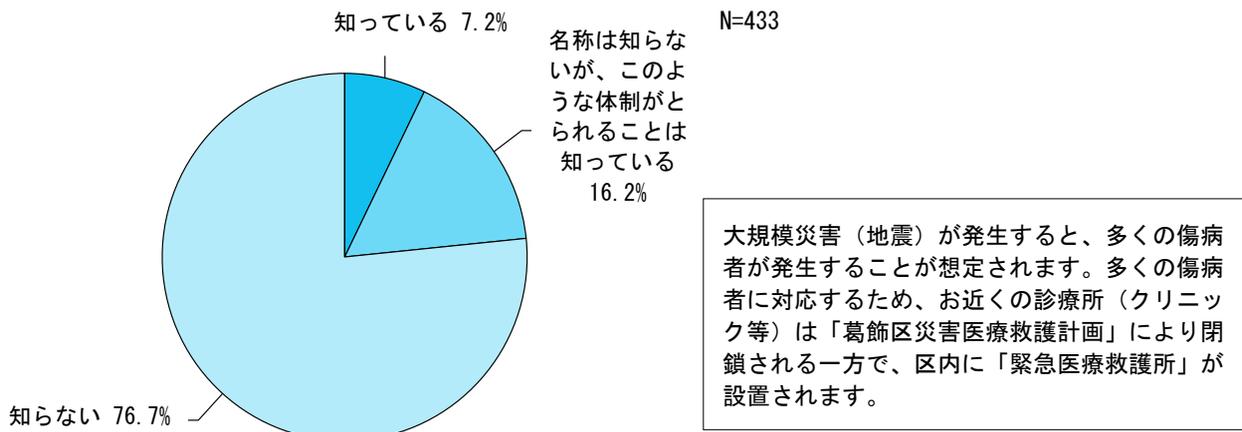
出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

(2) 緊急医療救護所を知っている区民の割合

緊急医療救護所を知っている区民の割合は、「知っている」（7.2%）と「名称は知らないが、このような体制がとられることは知っている」（16.2%）を合わせた『知っている』が23.4%、「知らない」は76.7%となっています。

緊急医療救護所について、広報かつしかや区ホームページ、医療救護訓練の実施等において更なる周知が必要です。

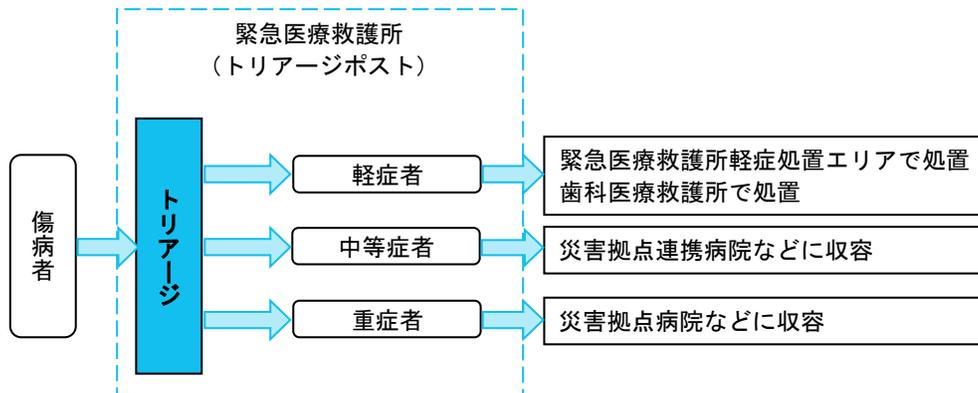
緊急医療救護所を知っている区民の割合



出典：葛飾区「令和6年度第2回葛飾区区民モニターアンケート調査報告書」（令和6（2024）年9月刊行）

(3) 緊急医療救護所

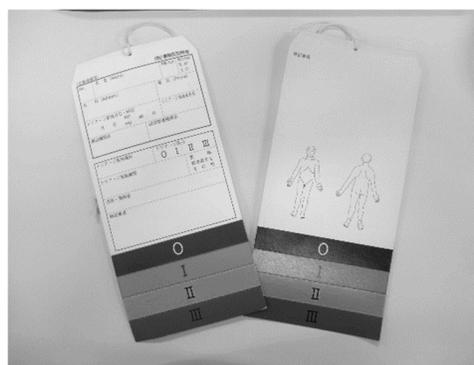
大地震などの災害が発生し、多数の傷病者が発生した際に、発災後おおむね72時間以内に開設する救護所で、12か所の設置を予定しています。主にトリアージ*（傷病者の振り分け）、軽症者の対応や病院への搬送の要否などを行います。また、歯科医療救護所はトリアージポストが設置される緊急医療救護所の近隣の歯科診療所とし、災害の規模における被災状況に応じて、たんぽぽ歯科診療所及びひまわり歯科診療所についても、歯科医療救護所の設置を検討します。



	ケガの程度
軽症	生命の危険がなく、歩行が可能な方
中等症	生命の危険はないが入院が必要な可能性がある方
重症	生命が危険な可能性がある方

※緊急医療救護所が開設された時は、診療所・クリニック等の医師等は緊急医療救護所で治療に当たるため、診療所・クリニック等での診療活動は原則行いません。

- 災害拠点連携病院・・・主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院で東京都が指定します。区内では、亀有病院、第一病院、嬉泉病院、金町中央病院、かつしか江戸川病院、堀切中央病院、イムス葛飾ハートセンター、イムス東京葛飾総合病院、坂本病院の9病院が指定されています。
- 災害拠点病院・・・主に重症者の収容・治療を行う病院で東京都が指定します。区内では、東部地域病院、東京慈恵会医科大学葛飾医療センター、平成立石病院の3病院が指定されています。



△トリアージタグ

【緊急医療救護所】

病院名・所在地	軽症処置エリア・所在地
東部地域病院（亀有 5-14-1）	中之台小学校（亀有 5-2-1）
亀有病院（亀有 3-36-3）	道上小学校（亀有 4-35-1）
第一病院（東金町 4-2-10）	金町こどもセンター（東金町 3-8-1）
嬉泉病院（東金町 1-35-8）	東金町小学校（東金町 1-33-1）
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター （青戸 6-41-2）	青戸小学校（青戸 6-18-1）
金町中央病院（金町 1-9-1）	柴原小学校（金町 1-15-1）
かつしか江戸川病院（高砂 3-27-13）	高砂中学校（高砂 3-32-1）
平成立石病院（立石 5-1-9）	梅田小学校（立石 3-24-1）
堀切中央病院（堀切 7-4-4）	南綾瀬小学校（堀切 6-1-1）
イムス葛飾ハートセンター （堀切 3-30-1）	ウェルピアかつしか校庭（テント） （堀切 3-34-1）
イムス東京葛飾総合病院（西新小岩 4-18-1）	新小岩中学校（西新小岩 2-1-2）
坂本病院（西新小岩 4-39-20）	病院駐車場奥のスペース（同左）

【歯科医療救護所】

名称・所在地
奥瀬歯科医院（亀有 3-12-13）
関根歯科医院（東水元 1-16-17）
森田歯科医院（白鳥 4-7-19）
かなまち志田歯科（金町 6-1-7）
木暮歯科クリニック（柴又 5-8-3-2F）
熊倉歯科医院（立石 3-30-7）
青島歯科医院（堀切 5-41-30）
こいづみデンタルクリニック（西新小岩 1-4-7）

（災害の規模における被災状況に応じて設置を検討）

施設名称・所在地
たんぽぽ歯科診療所（亀有 2-23-10）
ひまわり歯科診療所（青戸 7-1-20 葛飾区歯科医師会館内）

2 区の取組



取組の方向性

- 災害時に備え、的確な対応ができるよう医療救護訓練の実施や医療資器材及び医薬品などの備蓄を行います。また、人工呼吸器などを使用する在宅患者の支援体制を整備します。

重点事業

災害医療体制の強化

(地域保健課)

①緊急医療救護所の設置・実働訓練の実施

災害時に適切な医療救護活動を行うため、緊急医療救護所の設置やトリアージ訓練・搬送訓練などの実働訓練を実施します。

②緊急医療救護所医療従事スタッフの登録

緊急医療救護所での医療救護活動における十分な医療従事者を確保するため、区内在住でかつ区内医療関係団体の会員以外の医師・看護師・准看護師・助産師を予め登録します。登録者には登録証を交付し、平時は医療救護訓練等に参加するとともに、災害時には緊急医療救護所での医療救護活動を行います。

③医療救護受援体制の整備

大規模災害時には、他道府県や日本医師会の医療救護チームが全国から参集します。葛飾区は区災害医療コーディネーター*（医師）を指定し、派遣された医療救護チームの配置について、緊急医療救護所や病院からの要請を調整する体制を整備します。

④医薬品・医療資器材の備蓄

発災直後に活用する医薬品や医療資器材の備蓄品の充実を図ります。また、発災後の継続した確保に向け、関係機関と連携して供給体制強化を図ります。

⑤水害時における病院 BCP（業務継続計画）作成支援

大規模災害時の医療体制及び連携の強化を目的に、災害拠点病院の BCP（業務継続計画）の作成を支援するとともに効果検証訓練を実施します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
災害医療救護計画の見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	継続実施
緊急医療救護所の開設・運営訓練の実施	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	継続実施
水害時における病院業務継続計画（BCP）策定支援	実施	実施	実施	検討	検討	検討	検討	検討
水害時における病院業務継続計画（BCP）訓練	-	実施	実施	実施	検討	検討	検討	検討
災害医療ブロック体制における、医療資器材及び医薬品の備蓄	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	継続実施
災害医療ブロック体制における、情報連絡体制の構築	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	継続実施

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 家庭で災害用品を備蓄し、避難所、避難場所を確認しておきましょう。
- 災害時にケガをしてしまった際の救護所などを覚えておきましょう。



関係機関・団体等の取組

- 区と協働して緊急医療救護所及び歯科医療救護所の設置・運営や中等症及び重症者の搬送訓練を行います。
- 葛飾区医師会・葛飾区歯科医師会・葛飾区薬剤師会などが連携して災害時に医療救護活動を実施するための災害医療体制を整備します。



△緊急医療救護所の設置・運営訓練の様子

緊急医療救護所の場所を知りましょう！

大規模災害時に医療が必要な方は 緊急医療救護所へ

下記の病院前に
緊急医療救護所を設置します。

緊急医療救護所の役割

① トリアージ (傷病者の振り分け)

傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて、振り分けを行います。



② 軽症者の対応

自ら歩ける傷病者(軽症)の方は、近隣の区施設(学校など)で応急処置を行います。また、医薬品の対応も可能な限り行いますので、お薬手帳のご持参をお願いします。



③ 搬送

救護所での対応が困難な場合、できる限りの応急処置を行い、病院救急車などを利用して搬送を行います。



Aブロック

凡例

⊕ 災害拠点病院

⊕ 災害拠点連携病院

第一病院
(東金町4-2-10)

嬉泉病院
(東金町1-35-8)

東部地域病院
(亀有5-14-1)

亀有病院
(亀有3-36-3)

区内を4つのブロックに分けた体制を構築し、傷病者の受け入れを行います



Bブロック

金町中央病院
(金町1-9-1)

**東京慈恵会医科大学
葛飾医療センター**
(青戸6-41-2)

かつしか江戸川病院
(高砂3-27-13)

Cブロック

堀切中央病院
(堀切7-4-4)

**イムス葛飾
ハートセンター**
(堀切3-30-1)

平成立石病院
(立石5-1-9)

Dブロック

坂本病院
(西新小岩4-39-20)

イムス東京葛飾総合病院
(西新小岩4-18-1)

詳しくは葛飾区ホームページをご覧ください。地域保健課にお問い合わせ ☎03-3602-1231 ください。

葛飾区 救護所 🔍 検索 <https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1004026/1000063/1004029/1030357/1004763.html>



△緊急医療救護所案内ポスター

基本施策3 医療サービスの確保



誰もが安心して健康的な生活を続けていくためには、質の高い医療を地域で安定的に受けられる体制を整備することが重要です。

このため、旧松上小学校跡地を活用した病院誘致を行い、イムス東京葛飾総合病院を開設し、東京かつしか赤十字母子医療センターの建て替えに際しては、周産期医療*の充実に努めることを含む協定書を締結しました。

また、一般医療機関が休診となる休日や夜間などに、医療が必要となった方に応急診療を提供するため、葛飾区医師会など関係機関と協力し、休日応急診療所や小児初期救急平日夜間診療所を開設してきました。

医薬品については、一般用医薬品の濫用が若年者を中心に増加していることを踏まえ、医薬品を適正に販売しているか、医薬品販売店への監視を強化します。

今後も、関係機関と連携し、適切な医療サービスを確保していきます。

施策目標

適切な医療サービスの確保と、医療・医薬品の安全を推進します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
必要な時に、必要とする医療を受けられている区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	87.5%	89.3%	増やす
苦情相談に対する納得度	(納得+おおむね納得)件数/全苦情件数×100	85.9%	92.0%	増やす

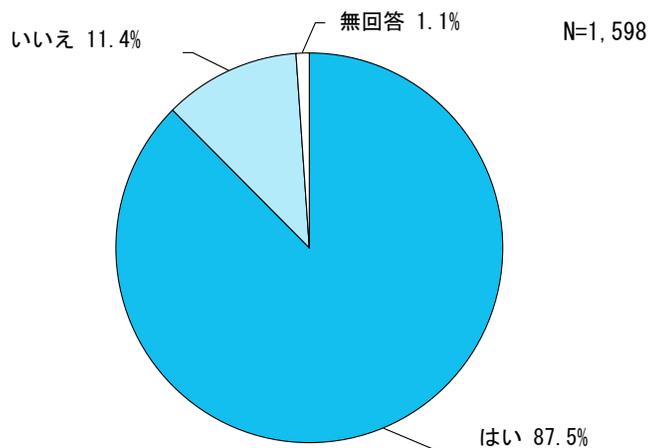


1 現状と課題

(1) 必要な時に、必要とする医療を受けられている区民の割合

令和6（2024）年調査によると、「必要な時に必要とする医療を受けられている」（「はい」の回答率）割合は87.5%となっています。

必要な時に、必要とする医療を受けられている区民の割合



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

コラム

快適に医療機関を探そう

厚生労働省提供

医療情報ネット（ナビイ）

- 医療情報ネット（ナビイ）とは、全国の医療機関・薬局について、さまざまな方法で検索・情報収集ができるシステムです。
- 今すぐ近くで診療を受けたい場合、地域を問わず希望する設備やサービスを提供する医療機関を探したい場合など、さまざまな場面で活用できます。



↑上記の二次元コードを読み取ることで、「医療情報ネット（ナビイ）」にアクセスできます。



東京都提供

医療機関案内サービス「ひまわり」

- 医療機関案内サービス「ひまわり」は、都民の方々に電話・ファクシミリで都内の医療機関を案内するサービスです。



電話：03-5272-0303

受付時間：毎日24時間

2 区の取組



取組の方向性

- 休日や夜間に応急診療が受けられる診療所を確保します。
- 患者と医療機関との信頼関係を構築するための医療安全支援センターを設置します。
- 医療と医薬品の安全を推進します。

重点事業

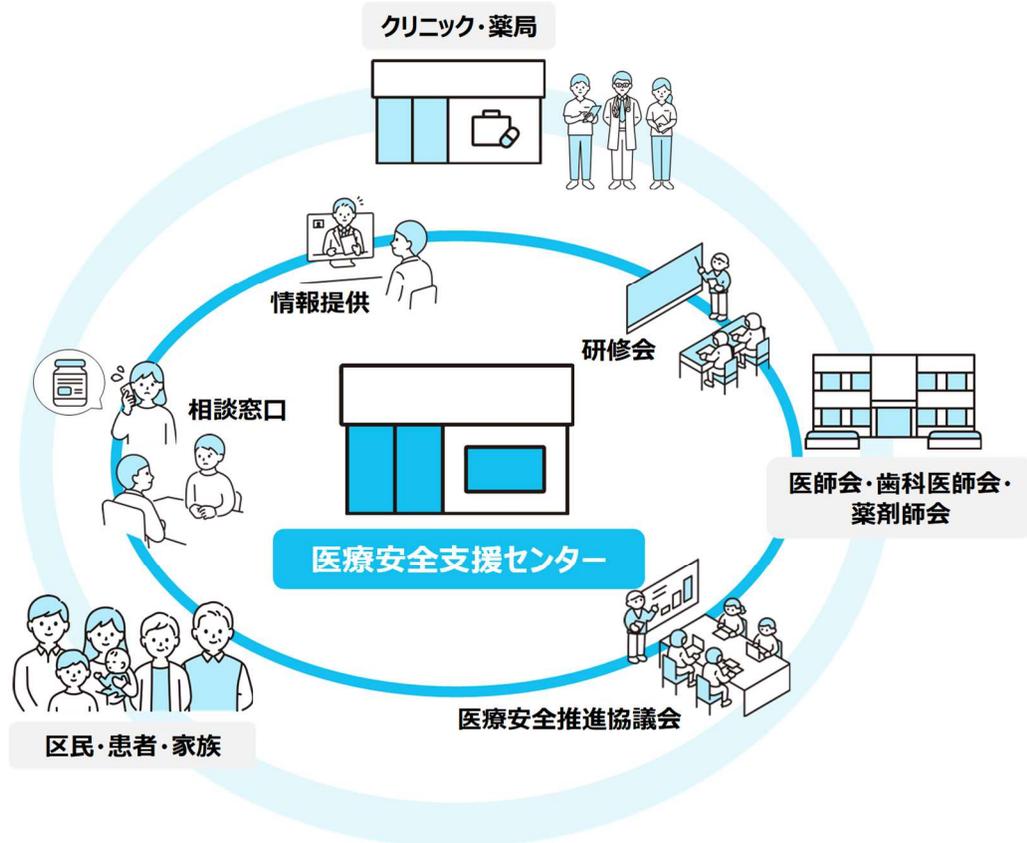
医療安全支援センターの運営

(生活衛生課)

- ・臨床経験のある看護師が医療に関する相談や苦情を受け付け、相談者へ適切に助言する「患者相談窓口」を運営します。この窓口寄せられた内容は、医師会、歯科医師会や医療機関へ情報提供していきます。医療関係者や区民に対しては、医療の安全に関する研修会等を実施します。また、医療関係者、有識者、区民団体などからなる医療安全推進協議会を開催し、区の医療安全について検討していくことで、医療機関と患者の相互理解を促進します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
医療安全支援センターの運営	検討	運営	運営	運営	運営	運営	運営	継続

医療安全支援センター運営のイメージ



実施事業

事業名	事業内容	担当課
休日等の応急診療事業	一般医療機関が休診となる休日・祝日や夜間などに、医療が必要となった区民（急病患者）に応急医療サービスを提供します。また、休日・祝日に当番制で診療所などを開き、急病患者の診療を行います。	地域保健課
健康医療推進協議会の運営	保健医療問題や望ましい地域医療、地域保健の在り方などについて協議します。	地域保健課
薬事衛生普及・啓発	薬事関係事業者を対象に医薬品、毒物・劇物などの安全性の確保、適正使用、事故防止などの内容について葛飾区薬剤師会などと協力して情報提供を行います。	生活衛生課
医務許認可事務・監視指導	法令に基づき、診療所、歯科診療所、助産所、施術所などへの許認可事務や監視指導を行います。	生活衛生課
薬事衛生許認可事務・監視指導	法令に基づき、医薬品や医療機器を扱う薬局などへの許認可事務や監視指導を行います。	生活衛生課

3 関係機関・団体等の取組



関係機関・団体等の取組

- 休日等の応急診療事業に協力します。
- 医療機関の相互連携及び情報の共有化を図ります。



基本目標5 健康づくり環境の整備

基本施策1 自然に健康になれる環境づくり



健康寿命の延伸には、健康づくりに積極的に取り組む方だけでなく、健康に関心が低い方も無理なく自然に健康に関する行動をとることができる環境づくりが重要です。そのため、食生活、運動、受動喫煙対策など健康づくりの視点を取り入れたまちづくりを進め、自然と健康になれる環境を整備するとともに、健康づくりへの動機付けを高める工夫をすることで、誰もが健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

また、広域的に過去に例のない暑さといわれており、都内の熱中症搬送者数も増加傾向にある中で、区民の健康を守るため、熱中症予防に向けた環境づくりも進めていきます。

施策目標

自然に健康になれる環境づくりを推進します。

指標

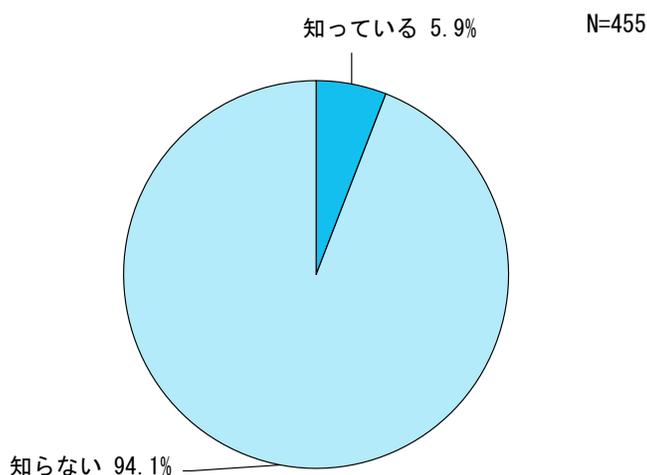
指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
健康づくりに取り組んでいる区民の割合【再掲】	葛飾区政策・施策マーケティング調査	70.1%	76.0%	増やす
1か月内で受動喫煙の機会がなかった区民の割合【再掲】	葛飾区保健医療実態調査	38.2%	56.2%	増やす

1 現状と課題

(1) 葛飾区健康アプリの認知度

これまで区では、区民が自らの健康を意識し、健康づくりに取り組むきっかけづくりとして、健康づくりをするとポイントが貯まる「健康アプリ」を提供してきました。この認知度について、「知らない」の割合が94.1%となっており、保健医療分野のみならず、様々な分野と幅広く連携するとともに、各推進主体とも協働し、葛飾区全体で認知度を向上させていく必要があります。

葛飾区健康アプリの認知度

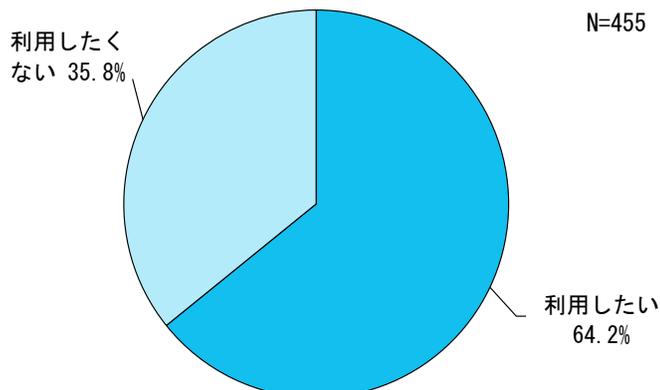


出典：葛飾区「令和6年度第1回葛飾区区民モニターアンケート調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

(2) 葛飾区健康アプリの利用希望

区が提供していた「健康アプリ」の認知度が低い一方で、これを「利用したい」と回答した方が64.2%となっており、健康アプリの需要は高いことから、アプリの認知度を向上させることで、利用者の増加が見込まれます。

健康アプリを葛飾区が提供する場合、利用したいか



出典：葛飾区「令和6年度第1回葛飾区区民モニターアンケート調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

2 区の取組



取組の方向性

- 自然に健康になれる環境を整備します。
- 幅広い分野を通じて健康づくりに取り組むきっかけをつくります。
- 健康づくりへの動機付けの機能があるアプリを提供することで、健康行動の変容を促進します。
- 受動喫煙を生じさせない環境の整備を進めます。

重点事業

区民と事業者の健康活動促進事業（健康アプリ事業）

（政策企画課、産業経済課、商工振興課、健康推進課）

- ・ 区民の健康や生活習慣に関するデータを日常的に使用しているスマートフォン等から収集し、分析・評価することで、一人一人に最適な健康づくりの提案やフィードバックができる仕組みを構築します。また、健康づくりの成果に対して区内で消費できるポイント等を付与するなど、地域経済の活性化を図りつつ、区民が楽しく健康づくりに取り組める環境づくりを進め、健康寿命の延伸につなげていきます。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
事業の参加者数	-	25,000人	30,000人	35,000人	40,000人	45,000人	50,000人	増やす
かつしかPAYとの連携	検討・実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施
AIを活用した個人に 最適な健康活動の提案	検討・実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施



実施事業

事業名	事業内容	担当課
クーリングシェルターの指定	近年、地球温暖化の進行により区内の熱中症搬送者数が増加傾向です。今後は極端な高温発生リスクの増加が見込まれていることから、熱中症予防対策として冷房設備が整っており、誰でも休息することができる場所を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定していきます。 指定した施設については、区民に周知するとともに熱中症特別警戒アラートが発表された時に開放します。	環境課
断熱住宅（健康エコ住宅）の普及促進	断熱性能の高い住宅は、外気の温度の影響を受けにくいため、冷暖房の消費を抑えることができるほか、夏は涼しく、冬は暖かく快適に過ごすことができます。 また、快適な室内温度を保つことができるため、夏場においては室内での熱中症リスクを低減し、冬場においては急激な温度変化による血圧の急上昇、急降下を抑え「ヒートショック」を防ぐ効果があるため、健康に優しい住宅です。 断熱住宅（健康エコ住宅）の普及促進により、快適で健康な住環境の整備を進めていきます。	環境課
熱中症予防の普及啓発	39 ページ参照	保健センター
熱中症予防事業（高齢者）	61 ページ参照	高齢者支援課
中川かわまちづくり事業	高砂橋から新宿六丁目付近までの中川において、水辺の散策路となるテラスや拠点等の整備を国と連携しながら進めます。	かわまちづくり担当課
外出しやすい環境整備	39 ページ参照	交通政策課 道路補修課
かつしかの元気食堂推進事業	119 ページ参照	健康推進課
スポーツ施設の利用しやすい環境整備	130 ページ参照	生涯スポーツ課
健康遊具設置事業	130 ページ参照	公園課
受動喫煙防止普及啓発事業	135 ページ参照	健康推進課
受動喫煙対策を施した公衆喫煙所の設置	135 ページ参照	健康推進課
路上喫煙パトロール	135 ページ参照	地域振興課
喫煙禁止区域の周知	135 ページ参照	地域振興課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 健康アプリを活用するなどにより、生活習慣を改め、日々の健康づくりに取り組みましょう。



関係機関・団体等の取組

- 健康的な生活習慣を実践しやすい環境を整備します。
- 健康アプリを活用して従業員の健康づくりを推進します。



コラム アプリで楽しく健康づくり

モンチッチと一緒に、楽しみながらポイントを貯めよう！

- 「モンチッチと歩こう！ かつしか Active チャレンジ」(通称：モンチャレ) は、スマートフォンアプリを活用した楽しく健康づくりができる取組です。
- 食事記録でキャラクターを育てたり、AI アドバイスで新しい発見があったり、ゲーム感覚の楽しい仕掛けが満載です。
- かつしか PAY に交換できるポイントを貯めることもできます。
- ぜひ各アプリストアにアクセスして、「WoLN」をインストールしてみてください。



←左記の二次元コードを読み取ることで、モンチャレに関する情報を紹介した葛飾区のホームページにアクセスできます。

※アプリは葛飾区内在住・在勤・在学の18歳以上の方が対象となります。

※「WoLN」のインストール後、「東京都」を選択し、「モンチッチと歩こう！ かつしか Active チャレンジ」をタップしてください。

基本施策2 多様な主体による健康づくりの推進



区民の健康づくりを進めるには、区だけでなく、多様な主体により健康づくりを推進していく必要があります。地域の方々による健康づくりに関する取組を支援するとともに、関係機関・関係団体とも連携しながら区民の健康づくりを推進します。

また、事業者が従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する健康経営を促進することで、区民の健康づくりにつなげていきます。

施策目標

多様な主体による健康づくりを推進します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
健康づくりに取り組んでいる区民の割合【再掲】	葛飾区政策・施策マーケティング調査	70.1%	76.0%	増やす



コラム はじめよう健康経営

健康経営とは？

- 健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的視点で考え、戦略的に実践する経営手法です。
 - 生産性向上：心身の充実により従業員のパフォーマンスが改善し、生産性の向上、企業の活力向上につながります。
 - イメージアップ：「従業員を大切にできる会社」として、社内外にPRでき、企業価値向上や人材の確保・定着につながります。
 - リスクマネジメント：事故や不祥事、労働災害の予防、法令順守などにつながります。

葛飾区では「健康経営優良事業者認証制度」を行っています！

- 健康経営を実施している区内事業者を認証し、公表することにより健康づくりに取り組む機運を高め、事業者の健康経営を推進します。

認証のメリット

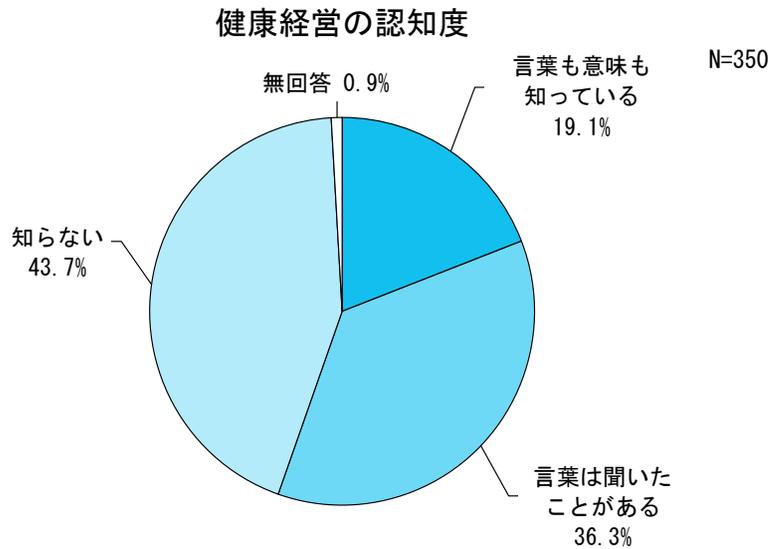
- 認証事業者を区公式ホームページに掲載いたします。
- 認証事業者であることを証するロゴマークを名刺や自社ホームページなどに使用できます。
- 健康経営応援融資を利用することができます。（一定の条件あり）



1 現状と課題

(1)「健康経営」の認知度

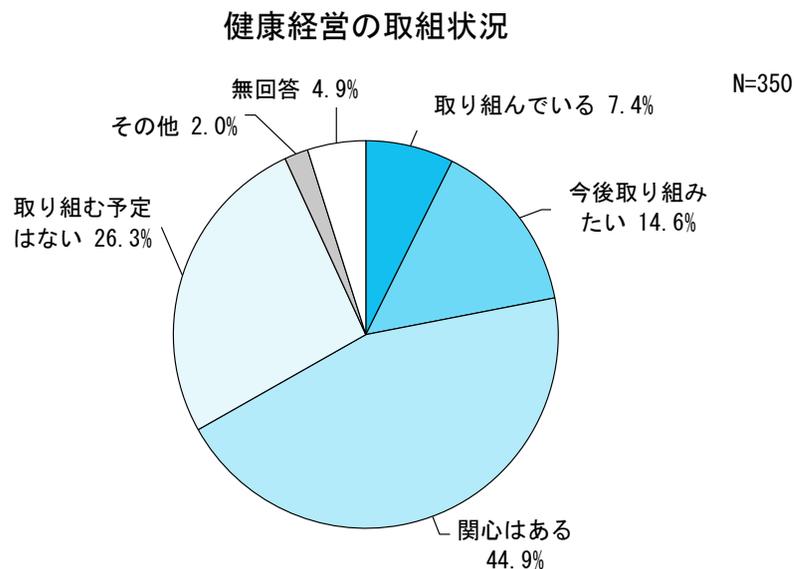
「健康経営」について、「言葉も意味も知っている」事業所は 19.1%です。「言葉は聞いたことがある」事業所は 36.3%となっており、合計すると 55.4%となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和 6（2024）年 3 月刊行）

(2)「健康経営」に取り組みたい事業所の割合

「取り組んでいる」事業所は 7.4%にとどまっていますが、「今後取り組むたい」と「関心はある」の割合の合計が約 60%と関心を持っている事業所は多く、健康経営に関する情報発信等により、事業所の健康づくりを推進する必要があります。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和 6（2024）年 3 月刊行）

2 区の取組



取組の方向性

- 区内の事業者の健康経営を促進します。
- 地域の方と協働しながら、区民が健康づくりに取り組むことができるよう支援します。

重点事業

区民と事業者の健康活動促進事業（健康経営）

（産業経済課、商工振興課、政策企画課、健康推進課）

- ・健康経営を実施している優良な区内事業者を認証し、従業員や求職者、関係企業、金融機関等から社会的な評価を受けることができる環境を整備することで、区内事業者を活性化させるとともに、区全体で健康づくりに取り組む機運を高め、事業者の健康経営を推進します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
事業者認証	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
健康経営認証事業者 向けの融資	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
区民健康づくり支援	38 ページ参照	健康推進課 保健センター 生涯スポーツ課
スポーツ指導員養成・ 育成	39 ページ参照	生涯スポーツ課
スポーツボランティア の拡充	39 ページ参照	生涯スポーツ課

3 区民や関係機関・団体等の取組



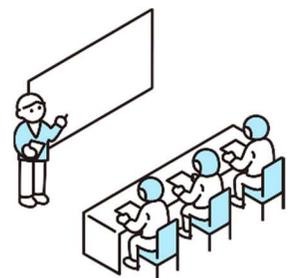
区民一人一人の取組

- 地域や職場での健康に関する取組に参加しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 従業員の健康づくりに努めます。



資料編

1 計画の策定経過

(1) 葛飾区健康医療推進協議会

	開催年月日	主な議題
1	令和6（2024）年 7月30日	<ul style="list-style-type: none">・葛飾区食育推進計画における取組指標の達成度について・第2次かつしか健康実現プランの進捗状況について・（仮称）第3次かつしか健康実現プランの策定について
2	令和6（2024）年 11月20日	<ul style="list-style-type: none">・（仮称）第3次かつしか健康実現プラン（素案）について
3	令和7（2025）年 1月31日	<ul style="list-style-type: none">・第3次かつしか健康実現プラン（案）について

(2) 区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

閲覧、意見募集期間	閲覧場所
令和6（2024）年12月6日～ 令和7（2025）年1月6日	区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、区立図書館、健康プラザかつしか、保健センター ※区ホームページにも掲載し、意見募集を行いました。 ※同じ期間に区立小・中学生を対象に意見を募集しました。

2 葛飾区健康医療推進協議会要綱

昭和60年12月25日
60葛衛管発 第466号
区 長 決 裁

(設置)

第1条 葛飾区における望ましい健康、保健及び医療のあり方について検討するため、葛飾区健康医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌する事務は、次に掲げるものとする。

- 2 葛飾区における健康、保健及び医療に関する計画等の推進について検討を行うこと。
- 3 葛飾区における健康、保健及び医療に関する各施策について検討を行うこと。
- 4 その他、協議会が必要と認める事項について検討を行うこと。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体からの推薦者等につき、区長が委嘱又は任命する委員23人以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることは妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長の指名する委員をもってあてる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めた場合、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長が必要と認めた場合、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康部地域保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和60年12月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年1月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

別 表（第3条関係）

関係団体等及び委員数	
葛飾区医師会	1人以内
葛飾区歯科医師会	1人以内
葛飾区薬剤師会	1人以内
葛飾区自治町会連合会	1人以内
葛飾区社会福祉協議会	1人以内
葛飾区産業関係者	1人以内
葛飾区婦人団体連合会	1人以内
葛飾区立小中学校長	1人以内
葛飾区障害者福祉団体	1人以内
葛飾区体育関係者	1人以内
葛飾区健康づくり団体	1人以内
葛飾区子育て支援団体	1人以内
学識経験者	3人以内
葛飾区内消防署	1人以内
葛飾区職員	7人以内

3 葛飾区健康医療推進協議会名簿

	選出母体・役職等	氏 名
学識経験者	埼玉医科大学教授	亀 井 美登里
	東京聖栄大学教授	宮 内 眞 弓
	慶應義塾大学准教授	藤 澤 大 介
医療関係団体	葛飾区医師会会長	大 山 高 令
	葛飾区歯科医師会会長	小笠原 浩 一
	葛飾区薬剤師会会長	佐々木 武 志
区内各種団体	葛飾区自治町会連合会副会長	島 田 長 富
	葛飾区社会福祉協議会理事	杉 浦 健
	東京商工会議所葛飾支部 工業分科会副分科会長	槇 野 雄 平
	葛飾区婦人団体連合会副会長	大 橋 雅 子
	葛飾区地域腎友会会長	小 関 盛 通
	葛飾区スポーツ協会副会長	金 澤 晟 友
	葛飾区健康づくり推進協議会会長	板 橋 和 子
	かつしか子育てネットワーク運営委員	坪 井 博 一
区内行政機関	本田消防署副署長	塩 田 哲 也
	葛飾区立細田小学校長	矢 吹 理 恵
区職員	政策経営部長	長 南 幸 紀
	福祉部長	新 井 洋 之
	健康部長	清 古 愛 弓
	健康部次長	下 村 聖 二
	子育て支援部長	鈴 木 雄 祐
	児童相談部長	中 林 貴 紀
	教育次長	中 島 俊 一

4 葛飾区健康政策推進委員会設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日
30 葛健地第 218 号
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 葛飾区における健康政策を推進するため、葛飾区健康政策推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) かつしか健康実現プランに関すること。
- (2) 自殺対策に関すること。
- (3) 食育の推進に関すること。
- (4) その他、健康政策の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康部を所管する副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を総理する。
- 4 副委員長は、健康部長の職にある者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、委員会に付議する事案について、調査し、検討するほか、必要な事項を協議し、その結果を委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康部地域保健課庶務係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策経営部長
総務部長
施設部長
地域振興部長
危機管理・防災担当部長
産業観光部長
環境部長
福祉部長
健康部次長
子育て支援部長
児童相談部長
都市整備部長
教育次長
学校教育担当部長

別表第2（第5条関係）

健康部長（幹事長）
健康部次長（副幹事長）
政策企画課長
健康推進都市担当課長
総務課長
施設管理課長
地域振興課長
危機管理課長
産業経済課長
環境課長
福祉管理課長
くらしのまるごと相談課長
高齢者支援課長
地域包括ケア担当課長
長寿医療・年金担当課長
子育て政策課長
子育て応援課長
児童相談課長
子ども家庭支援課長
調整課長
教育総務課長
学務課長
教育指導課長
生涯スポーツ課長

5 用語集

用語	解説
あ行	
医療連携 コーディネーター	在宅療養に関する情報提供や訪問診療・訪問看護など必要な支援の調整を行う、葛飾区医師会に設置する看護師、保健師、社会福祉士などのこと。区民が安心して在宅療養生活を送れるよう、医療機関や高齢者総合相談センター、かかりつけ医等の連携を促進することが目的。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称。国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
か行	
高齢者（65歳以上） のBMI	国の「健康日本21（第三次）」では、低栄養傾向にある高齢者の割合を減少させることを重視しており、その際の指標として「BMI20以下」が有用としている。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
健康経営	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。
さ行	
災害医療 コーディネーター	大規模災害が発生した際に、区内の医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師のこと。
サルコペニア	加齢、活動不足、病気、栄養不足などにより、筋肉の量が減少し、筋力や身体の機能が低下することをいう。
COPD（慢性閉塞性肺疾患）	たばこの煙などの有害物質が原因で肺が炎症を起こし、呼吸がしにくくなる病気。咳やたん、息切れなどの症状がでて、進行すると、フレイル、寝たきりにつながる可能性がある。また、肺がんになる可能性が高くなる。COPDの進行を防ぐためには禁煙や早期発見・治療が必要。
自動体外式除細動器（AED）	突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器のこと。
周産期医療	周産期（妊娠22週から出生後7日未満までの期間）を含めた前後の期間において、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制のこと。
食育月間	国は食育への関心を高め、年間を通じて健全な食生活を実践する契機として、「食育基本法」が成立した6月を「食育月間」と定めた。
成年後見制度	認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みのこと。
双極性障害	精神疾患の中でも気分障害と分類されている疾患。うつ状態に加え、うつ状態とは対極の躁状態も現れ、これらをくりかえす慢性の疾患で、原因は明らかではない。

た行	
チャイルドビジョン	大人が幼児の視界を体験するための、「幼児視界体験メガネ」のこと。子どもの特性を理解する目的で活用される。
低栄養	健康的に生きるために必要な量の栄養が摂れていない状態のこと。
統合失調症	幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け（生活の障害）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障害）、という特徴をあわせもつ疾患で、原因は明らかではない。
トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること。また、トリアージを行う場所のことを、「トリアージポスト」という。
な行	
ナッジ理論	人間の性質や行動原理に基づき自発的に行動するきっかけを提供する手法のこと。
年齢調整死亡率	年齢構成の異なる地域間で死亡の状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率のこと。より正確に年次比較、地域比較をすることができる。
は行	
HACCP（ハサップ）	「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略称。食品等事業者が原材料の入荷から製造・出荷までの各工程において、食中毒の原因となる微生物や危険な物質が食品に入らないように、微生物による汚染や増殖、異物の混入などの「危害要因」を「分析」する（Hazard Analysis）。その上で、危害の発生防止につながる「特に重要な」「管理できる」「工程」（Critical Control Point）のすべてを継続的に点検・記録することにより、問題が起きた時にすぐに対処できるようにする。このように、誰もが安全に食べられる食品を提供するための衛生管理の方法のこと。
BMI	「Body Mass Index」の略称。体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で算出される体格指数のこと。日本肥満学会の判定基準では、18.5未満を低体重（やせ）、18.5以上25未満を普通体重、25以上を肥満としている。
BCP（事業継続計画）	「Business Continuity Plan」の略称。緊急事態を想定し、事業の継続や早期復旧のために必要な対応策をまとめるもの。
風しん	風しんウイルスによって引き起こされる感染症。予防法はワクチンの接種が有効。
フレイル	加齢に伴い、筋力や食欲、認知機能などの心身の活力が低下した状態であるが、適切な対応（医療や介護予防）により健常化する可能性がある状態のこと。 葛飾区では、身体的な機能の低下（P：フィジカル）、咀嚼機能の低下や栄養不良（O：オーラル）、意欲や認知機能の低下（B：ブレイン）、地域社会との交流の減少などの社会性の低下（S：ソーシャル）、聞き取る機能の衰え（H：ヒアリング）、目の機能の低下（E：アイ）の6つの要素をまとめて「POBS-HE（ポブス-エイチイー）フレイル」という。
プレコンセプションケア	妊娠前の健康づくりのことを言い、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。
HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）	赤血球の中にある酸素を運ぶヘモグロビンに血液中のブドウ糖が結合したもの。過去1～2か月間の平均血糖値を表す。

ま行	
麻疹	麻疹ウイルスによって引き起こされる感染症。「はしか」のこと。感染力が大変強い感染症で、予防法はワクチンの接種が有効。
や行	
ユニバーサルスポーツ	年齢や国籍、障害の有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツの総称。全員が平等に各競技へ参加できることを原則とする。
ら行	
ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。国の「健康日本21（第三次）」では、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを、基本的な方向の一つとして掲げている。
リスクコミュニケーション	消費者、事業者、行政担当者などの関係者間で情報や意見をお互いに交換すること。葛飾区保健所では食の安全に関して意見交換を行っている。
65歳健康寿命（東京保健所長会方式）	65歳になった人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの。
65歳平均余命	65歳になった人が、65歳以降何年生きられるかの平均年数を表すもの。
ロコモティブシンドローム	筋肉や骨、関節などといった運動器に障害が起こり、日常生活に何らかの支障が発生している状態を指す。ロコモティブシンドロームが進行すると介護が必要になることもあり、予防が重要である。

第3次かつしか健康実現プラン

～末永く健康でこころ豊かな暮らしを実現するために～

令和7（2025）年度～令和12（2030）年度

発行日 令和7（2025）年3月

発行 葛飾区

編集 葛飾区健康部地域保健課

〒125-0062

東京都葛飾区青戸4-15-14（健康プラザかつしか内）

電話 03-3602-1231

ファクス 03-3602-1298



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。